

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券報告書
- 【提出先】 関東財務局長殿
- 【提出日】 平成23年6月23日提出
- 【計算期間】 第1特定期間（自平成22年9月27日至平成23年3月24日）（注1）
第1期（自平成22年9月27日至平成23年3月24日）（注2）
- 【ファンド名】
- ・米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）
 - ・米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）
 - ・米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）
 - ・米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）
 - ・米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）
 - ・米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）
 - ・米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）資源国通貨バスケットコース（毎月決算型）
 - ・米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年2回決算型）
- 以上を総称して「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）」または「ファンド」ということがあります。また、各々を「各ファンド」ということがあります。

なお、各ファンドについて、以下のとおり読替えることがあります。

	ファンド名	略称
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）	円コース（毎月決算型）	円コース
	米ドルコース（毎月決算型）	米ドルコース
	豪ドルコース（毎月決算型）	豪ドルコース
	ブラジル・リアルコース（毎月決算型）	ブラジル・リアルコース
	中国元コース（毎月決算型）	中国元コース
	インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	インドネシア・ルピアコース
	資源国通貨バスケットコース（毎月決算型）	資源国通貨バスケットコース
	マネー・プール・ファンド（年2回決算型）	マネー・プール・ファンド

また、「円コース」、「米ドルコース」、「豪ドルコース」、「ブラジル・リアルコース」、「中国元コース」、「インドネシア・ルピアコース」、「資源国通貨バスケットコース」の各々を「各通貨コース」ということがあります。

- 【発行者名】 国際投信投資顧問株式会社
- 【代表者の役職氏名】 取締役社長 駒形 康吉
- 【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
- 【事務連絡者氏名】 佐々木 直彦
- 【連絡場所】 本店の所在の場所に同じ

【電話番号】 03(5221)6110

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注1) 「円コース」、「米ドルコース」、「豪ドルコース」、「ブラジル・リアルコース」、「中国元コース」、「インドネシア・ルピアコース」、「資源国通貨バスケットコース」についての計算期間です。

(注2) 「マネー・プール・ファンド」についての計算期間です。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

<各通貨コース>

ファンド・オブ・ファンズ方式*により、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

* ファンド・オブ・ファンズ方式（以下「FOF方式」ということがあります。）とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。ファンド・オブ・ファンズとは、社団法人投資信託協会が定める規則（「投資信託等の運用に関する規則」第2条）に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

<マネー・プール・ファンド >

ファミリーファンド方式*により、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

* ファミリーファンド方式（以下「FF方式」ということがあります。）とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

マネー・プール・ファンド においては、マネー・プール マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）に投資を行います。

信託金の限度額

円コース	上限2,000億円
米ドルコース	上限2,000億円
豪ドルコース	上限2,000億円
ブラジル・リアルコース	上限2,000億円
中国元コース	上限2,000億円
インドネシア・ルピアコース	上限1,000億円
資源国通貨バスケットコース	上限2,000億円
マネー・プール・ファンド	上限2,000億円

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

基本的性格

社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

<各通貨コース>

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

<マネー・プール・ファンド >

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

<円コース>

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回(隔月)	欧州		(フルヘッジ)
	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米	ファンド・	
その他資産(投資信託証券)		アフリカ	オブ・ファンズ	なし
(債券 社債・低格付債)		中近東(中東)		
資産複合		エマージング		

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

<米ドルコース>、<豪ドルコース>、<ブラジル・リアルコース>、<中国元コース>、
<インドネシア・ルピアコース>、<資源国通貨バスケットコース>

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回(隔月)	欧州		
	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他	中南米	ファンド・	
その他資産(投資信託証券)		アフリカ	オブ・ファンズ	なし
(債券 社債・低格付債)		中近東(中東)		
資産複合		エマージング		

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

<マネー・プール・ファンド >

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月）	北米 欧州 アジア	ファミリーファンド	あり
不動産投信 その他資産 （投資信託証券） （債券 一般）	日々 その他	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産複合				

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

その他資産 （投資信託証券 （債券 社債・低格付債））	投資信託証券を通じて、主として債券（社債 ^{*1} ・低格付債 ^{*2} ）に投資する。
その他資産 （投資信託証券 （債券 一般））	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として債券（一般 [*] ）に投資する。 *一般とは、公債 ^{*3} 、社債、その他債券 ^{*4} 属性にあてはまらない全てのものをいう。
年2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則 ^{*5} 」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり （フルヘッジ）	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジ ^{*6} を行う旨の記載があるもののうちフルヘッジを行うものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジ ^{*6} を行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

* 1 社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記

載があるものをいいます。

- * 2 低格付債・・・国際投信投資顧問株式会社の定義により、目論見書又は投資信託約款において、原則としてB B格相当以下の債券を投資対象とする旨の記載のあるものをいいます。
- * 3 公債・・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
- * 4 その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
- * 5 社団法人投資信託協会が定める規則です。
- * 6 商品分類における為替ヘッジについては、対円によるものです。

前記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）より確認してください。

ファンドの特色

米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型)は、為替ヘッジの対象通貨が異なる7つのコースとマネー・プール・ファンドVの計8本のファンドから構成されています。



◆上記8本の各ファンド間でスイッチング*が可能です。

*スイッチングとは、各ファンドを換金した受取金額をもって当該換金の請求日に別の各ファンドの購入の申込みを行うことをいいます。スイッチングの際の購入手数料は販売会社が定めるものとします。また、換金した場合、解約金の利益に対して税金がかかります。

◆マネー・プール・ファンドVの購入の申込みは、各通貨コースからのスイッチングの場合に限ります。

■ファンドのしくみ

◆各通貨コース：ファンド・オブ・ファンズ方式*1により運用を行います。

*1 ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。ファンド・オブ・ファンズとは、社団法人投資信託協会が定める規則（「投資信託等の運用に関する規則」第2条）に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◆マネー・プール・ファンドV：ファミリーファンド方式*2により運用を行います。

*2 ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



*上記の各ファンド間でスイッチングが可能です。

*販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

*当ファンドおよびマネー・プール・マザーファンドは国際投信投資顧問が運用を行います。

各通貨コースの特色

1 各通貨コースは、米ドル建のハイ・イールド債券に投資します。

◆各通貨コースは、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド*1（以下「USHYF」といことがあります。）への投資を通じて、主として米ドル建*2のハイ・イールド債券*3に投資を行います。また、マネー・プール マザーファンドへの投資も行います。

*1 USHYFは、ケイマン籍投資信託証券で、J.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクが運用を行います。

*2 米国以外の発行企業が米ドル建で発行する社債を含みます。

*3 当ファンドにおいて、ハイ・イールド債券とは、格付機関による格付けがBB格相当以下の社債をいいます。

以下、米ドル建のハイ・イールド債券を「米国ハイ・イールド債券」といいます。

◆各通貨コース（米ドルコースを除く）が投資を行うUSHYFにおいては、米ドルに対し各通貨コースの対象通貨で為替ヘッジを行います。

※円コースが投資を行うJPYクラスは、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替変動リスクを排除することはできません。

※USHYFの主な運用方針

- 個別銘柄の投資にあたっては、S&P社またはMoody's社による格付け（両社の格付けが異なる場合は高い方の格付け）が、主としてBB格相当以下とします。なお、一部無格付けの社債に投資する場合があります。
- S&P社またはMoody's社による格付けがBBB格相当以上の投資適格社債への投資割合は、原則として純資産総額の15%以内とします。

2 各通貨コースは、高水準のインカムゲインの確保と、債券の値上がり益および為替差益の獲得を目指します。

各通貨コースの収益の源泉

◆各通貨コースの収益の源泉には、3つの要素があります。

要素1

米国ハイ・イールド債券への投資

投資適格債券（BBB格相当以上）と比較して、相対的に利回りの高い米国ハイ・イールド債券を実質的な主要投資対象とすることで、高水準のインカムゲインの確保と債券の値上がり益の獲得を目指します。

要素2

米ドルと各通貨コースの対象通貨の短期金利の差から得られる「為替ヘッジプレミアム」

各通貨コース（米ドルコースを除く）の対象通貨の短期金利が、米ドルの短期金利と比較して高い場合には、「為替ヘッジプレミアム」の獲得が期待できます。

※対象通貨の短期金利が、米ドルの短期金利と比較して低い場合には、「為替ヘッジコスト」が生じます。

要素3

対象通貨の為替変動

選択した各通貨コース（円コースを除く）の対象通貨が対円で上昇（円安）した場合には、為替差益を得ることができます。一方、対円で下落（円高）した場合には、為替差損が生じます。

資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、2のような運用ができない場合があります。

●ご参考①

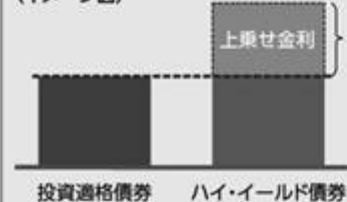
ハイ・イールド債券とは

■一般的に、S&P社やMoody's社などの格付機関による格付けが、BB格相当以下の相対的に格付けの低い債券をいいます。

■ハイ・イールド債券は投資適格債券に比べ、一般的に信用力が低く、デフォルト*のリスクも高くなることから、その分金利が上乗せされる傾向があります。

*デフォルト：債務不履行および支払い遅延

〈イメージ図〉

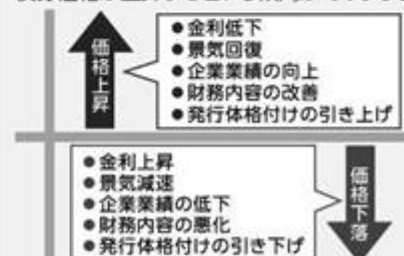


格付けと信用力のイメージ

格付け	Moody's社	S&P社
低	Aaa	AAA
	Aa	AA
	A	A
	Baa	BBB
	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
	C	C
高		D

USHYFでは、デフォルト債には原則として投資を行いませんが、保有している債券がデフォルト債となった場合は、保有を継続する場合があります。

景気動向とハイ・イールド債券の価格変動の関係
一般的に、景気回復時には金利が上昇し、債券価格は下落すると考えられますが、ハイ・イールド債券には景気回復時の金利上昇局面において、発行体である企業の業績向上や財務内容の改善が期待されることなどから、債券価格が上昇するという傾向があります。



※上記はハイ・イールド債券の主な価格変動要因の一例を示したものであり、全ての価格変動要因を表すものではありません。

●ご参考②

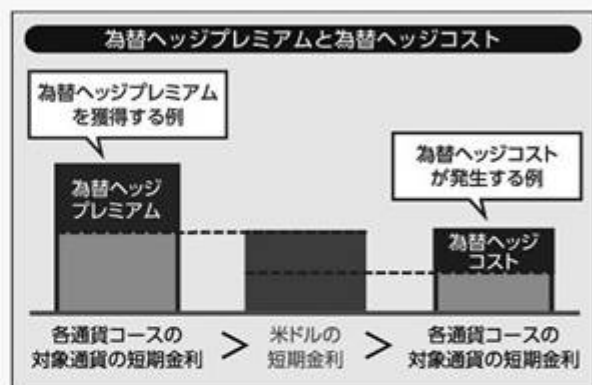
為替ヘッジプレミアムとは

■各通貨コース*が投資を行うUSHYFIにおいて、米ドルを売り、対象通貨を買うことで為替ヘッジを行います。

■各通貨コース*の対象通貨の短期金利が、米ドルの短期金利と比較して高い場合には、為替ヘッジを行うことによって、通貨間の短期金利差を「為替ヘッジプレミアム」として実質的に受け取ることが期待できます。

逆に、各通貨コースの対象通貨の短期金利が、米ドルの短期金利と比較して低い場合には、「為替ヘッジコスト」がかかります。

* 米ドルコースを除きます。



3 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆ 毎月24日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

◆ 委託者が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。

収益分配金は一定の分配金額をお約束するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

マネー・プール・ファンドVの特色

1 わが国の公社債へ投資を行います。

① わが国の公社債を中心に投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。

② 投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとしします。

③ わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。

(ア) A-2格相当以上の短期信用格付

(イ) A格相当以上の長期信用格付

(ウ) 信用格付がない場合、委託会社が上記(ア)、(イ)と同等の信用力を有すると判断したもの

なお、組入れにあたっては、次の範囲内とします。

・ 純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を上限とします。

・ 2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社がこれらと同等の信用度を有すると判断した有価証券についてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を上限とします。

資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1のような運用ができない場合があります。

2 年2回決算を行い、収益の分配を行います。

◆ 毎年3月24日および9月24日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

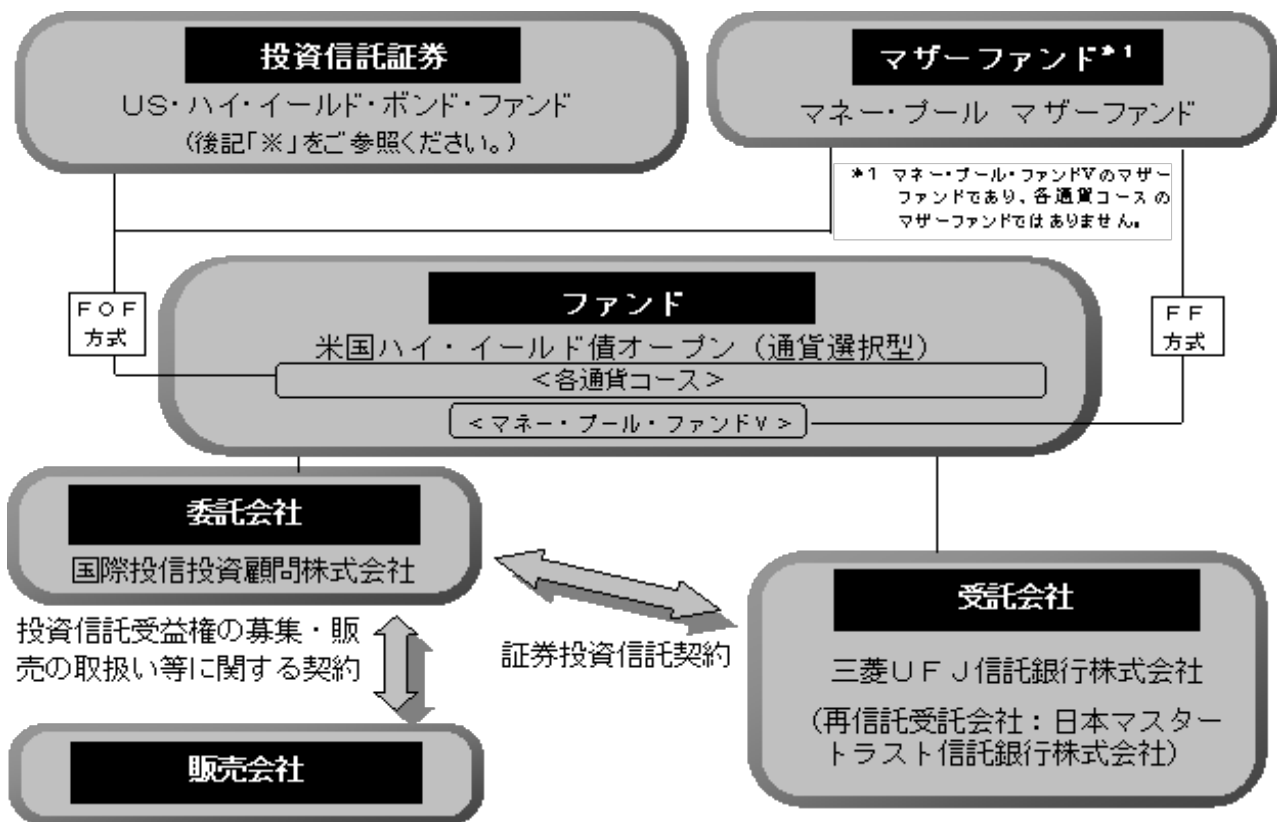
◆ 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

(2) 【ファンドの沿革】

平成22年9月27日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

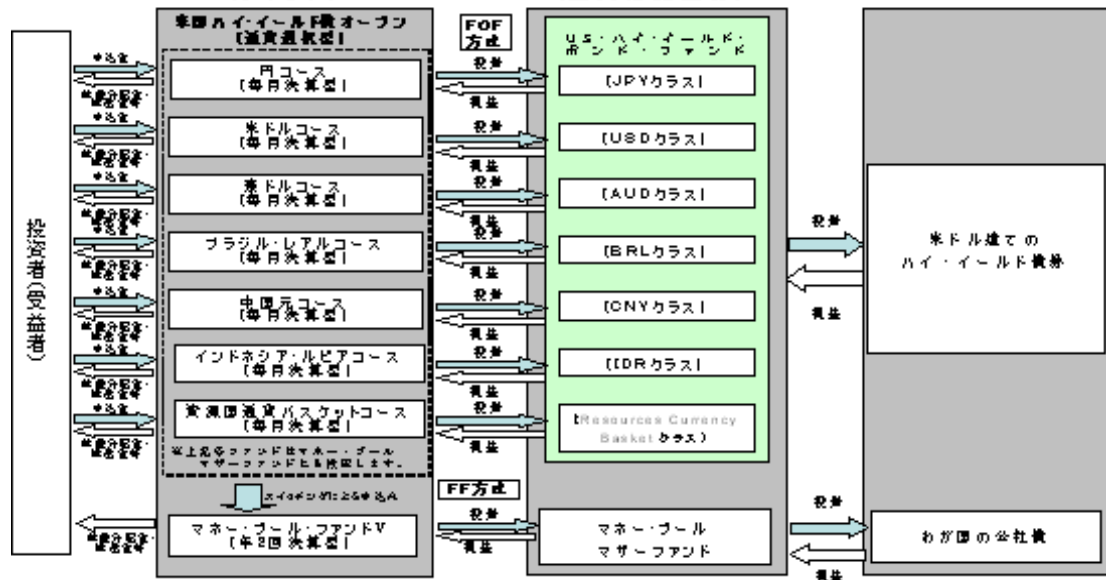


米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）の各通貨コースが投資する「US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」は、以下の通りとなります。

各通貨コース	US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
円コース	JPYクラス
米ドルコース	USDクラス
豪ドルコース	AUDクラス
ブラジル・レアルコース	BRLクラス
中国元コース	CNYクラス
インドネシア・ルピアコース	IDRクラス
資源国通貨バスケット*2コース	Resources Currency Basketクラス

*2 代表的な資源国の通貨である豪ドル、ブラジル・レアル、南アフリカ・ランドの各通貨に3分の1程度ずつ配分したものを資源国通貨バスケットといいます。

（ファンド・オブ・ファンズ方式およびファミリーファンド方式について）
 （ファンド） （投資信託証券） （実質的な主な投資対象）



委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

- 委託会社（国際投信投資顧問株式会社）
 ファンドの運用指図、運用報告書の作成等を行います。
- 受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社、再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
 ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 販売会社
 受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約の概要

- 証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）
 証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。
- 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）
 受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

委託会社の概況

- 資本金（平成23年4月末現在）
 26億8千万円
- 沿革
 昭和58年3月1日 国際投信委託株式会社設立
 昭和59年12月12日 国際投資顧問株式会社設立
 平成9年7月1日 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更

c. 大株主の状況（平成23年4月末現在）

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	7,161株	55.09%
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	1,400株	10.77%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	899株	6.91%

d. 金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第326号

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

各通貨コース	マネー・プール・ファンド
ファンド・オブ・ファンズ方式により、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。	ファミリーファンド方式により、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

投資態度

各通貨コース	マネー・プール・ファンド
<p>a. 円建の外国投資信託であるUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（後記「1」をご参照ください。）の受益証券への投資を通じ、米ドル建のハイ・イールド債券（原則として、格付機関による格付けが、BB格相当以下の社債をいいます。）を実質的な主要投資対象とします。なお、当該外国投資信託において、原則として為替ヘッジを行います。（為替ヘッジの内容については後記「2」をご参照ください。）</p> <p>また、マネー・プール マザーファンド受益証券へも投資を行います。</p> <p>b. 資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p>	<p>a. マネー・プール マザーファンドを通じて、わが国の公社債を中心に実質投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。</p> <p>b. わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への実質投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。</p> <p>（ア）A-2格相当以上の短期信用格付 （イ）A格相当以上の長期信用格付 （ウ）信用格付けがない場合、委託会社が上記（ア）、（イ）と同等の信用力を有すると判断したもの</p> <p>c. 実質投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとしします。</p>

	<p>d. 実質投資するわが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券は、純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を組入れの上限とします。ただし、2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断した有価証券においてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を組入れの上限とします。</p> <p>e. 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。</p>
--	--

- 1 各通貨コースが投資する「US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」は、以下の通りとなります。

各通貨コース	US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
円コース	JPYクラス
米ドルコース	USDクラス
豪ドルコース	AUDクラス
ブラジル・リアルコース	BRLクラス
中国元コース	CNYクラス
インドネシア・ルピアコース	IDRクラス
資源国通貨バスケットコース	Resources Currency Basketクラス

- 2 為替ヘッジの内容は以下の通りとなります。

各通貨コース	為替ヘッジの内容
円コース	米ドルの売り、円の買い
米ドルコース	
豪ドルコース	米ドルの売り、豪ドルの買い
ブラジル・リアルコース	米ドルの売り、ブラジル・リアルの買い
中国元コース	米ドルの売り、中国元の買い
インドネシア・ルピアコース	米ドルの売り、インドネシア・ルピアの買い
資源国通貨バスケットコース	米ドルの売り、資源国通貨バスケット*の買い

* 代表的な資源国の通貨である豪ドル、ブラジル・リアル、南アフリカ・ランドの各通貨に3分の1程度ずつ配分したもの

- 3 各通貨コースの運用方針の達成のため、投資先ファンドの具体的な投資先を重視し、主要投資対象として「US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」を選定し、また、余裕資金の運用のため、投資対象の流動性を重視し「マネー・プール マザーファンド」を選定しました。

運用の形態等

各通貨コース	マネー・プール・ファンド
ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。	ファミリーファンド方式により運用を行います。

(2) 【投資対象】

<各通貨コース>

投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

各通貨コースにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．約束手形
- c．金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、円建の外国投資信託であるUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(前記(1)投資方針「1」をご参照ください。)受益証券のほか、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- a．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- b．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c．外国または外国の者の発行する証券または証書で、a．およびb．の証券または証書の性質を有するもの
- d．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - a．の証券およびc．の証券または証書のうちa．の証券の性質を有するものを以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

なお、投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）および投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）を「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
- b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形

特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa．からd．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（参考）各通貨コースが投資対象とする投資先ファンドの概要

名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(J P Yクラス) (以下当概要において「 J P Yクラス」といいます。) ・ US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(U S Dクラス) (以下当概要において「 U S Dクラス」といいます。) ・ US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(A U Dクラス) (以下当概要において「 A U Dクラス」といいます。) ・ US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(B R Lクラス) (以下当概要において「 B R Lクラス」といいます。) ・ US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(C N Yクラス) (以下当概要において「 C N Yクラス」といいます。) ・ US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(I D Rクラス) (以下当概要において「 I D Rクラス」といいます。) ・ US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(Resources Currency Basketクラス) (以下当概要において「 Resources Currency Basketクラス」といいます。)
形態等	ケイマン籍 / 外国投資信託受益証券 / 円建
目的及び基本的性格	<p>米ドル建^{*1}のハイ・イールド債券^{*2}を中心に投資を行います。</p> <p>*1 米国以外の発行企業が米ドル建で発行する社債を含みます。</p> <p>*2 ハイ・イールド債券とは、格付機関による格付けが、B B格相当以下の社債をいいます。</p>
投資の基本方針	<p>米ドル建のハイ・イールド債券を中心に投資を行います。</p> <p>また、外国為替予約取引および直物為替先渡取引(N D F)^{*3}等を活用します。</p> <p>*3 直物為替先渡取引(N D F)とは：</p> <p style="padding-left: 20px;">一種の外国為替先物取引であり、決済時に元本部分の受け渡しを行わずに、取引時に決定した取引レートと決済レートの差および元本により計算した額を、米ドル等に換算して、受け渡しを行う取引です。</p>
運用方針	<p>1. 米ドル建のハイ・イールド債券を中心に投資を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別銘柄の投資にあたっては、S&P社またはMoody's社による格付け(両社の格付けが異なる場合は高い方の格付け)が、主としてB B格相当以下とします。なお、一部無格付けの社債に投資する場合があります。 ・ 無格付けの社債への投資は、投資顧問会社がハイ・イールド債券(B B格相当以下)の格付けと同等と判断した社債に投資を行います。無格付けの社債への投資割合は、原則として純資産総額の5%以内とします。 ・ S&P社またはMoody's社による格付けがB B B格相当以上の投資適格社債への投資割合は、原則として純資産総額の15%以内とします。 ・ デフォルト債(デフォルトした債券)には、原則として投資を行いません。ただし、保有している債券がデフォルト債となった場合は、継続して保有することができます。その場合の投資割合は、原則として純資産総額の15%以内とします。 ・ デュレーション、イールドカーブ、市場のボラティリティをヘッジする目的において、デリバティブを利用することがあります。

	<p>2. 原則として以下の為替ヘッジを行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>投資先ファンド</td> <td>為替予約取引等</td> </tr> <tr> <td>J P Yクラス</td> <td>原則として、米ドル建資産を対円で為替ヘッジを行います。</td> </tr> <tr> <td>A U Dクラス</td> <td>原則として、米ドル建資産を対豪ドルで為替ヘッジを行います。</td> </tr> <tr> <td>B R Lクラス</td> <td>原則として、米ドル建資産を対ブラジル・リアルで為替ヘッジを行います。</td> </tr> <tr> <td>C N Yクラス</td> <td>原則として、米ドル建資産を対中国元で為替ヘッジを行います。</td> </tr> <tr> <td>I D Rクラス</td> <td>原則として、米ドル建資産を対インドネシア・ルピアで為替ヘッジを行います。</td> </tr> <tr> <td>Resources Currency Basket クラス</td> <td>原則として、米ドル建資産を対資源国通貨バスケット（豪ドル、ブラジル・リアル、南アフリカ・ランドの各通貨に3分の1程度ずつ配分したもの）で為替ヘッジを行います。</td> </tr> </table> <p>3. 資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p>	投資先ファンド	為替予約取引等	J P Yクラス	原則として、米ドル建資産を対円で為替ヘッジを行います。	A U Dクラス	原則として、米ドル建資産を対豪ドルで為替ヘッジを行います。	B R Lクラス	原則として、米ドル建資産を対ブラジル・リアルで為替ヘッジを行います。	C N Yクラス	原則として、米ドル建資産を対中国元で為替ヘッジを行います。	I D Rクラス	原則として、米ドル建資産を対インドネシア・ルピアで為替ヘッジを行います。	Resources Currency Basket クラス	原則として、米ドル建資産を対資源国通貨バスケット（豪ドル、ブラジル・リアル、南アフリカ・ランドの各通貨に3分の1程度ずつ配分したもの）で為替ヘッジを行います。
投資先ファンド	為替予約取引等														
J P Yクラス	原則として、米ドル建資産を対円で為替ヘッジを行います。														
A U Dクラス	原則として、米ドル建資産を対豪ドルで為替ヘッジを行います。														
B R Lクラス	原則として、米ドル建資産を対ブラジル・リアルで為替ヘッジを行います。														
C N Yクラス	原則として、米ドル建資産を対中国元で為替ヘッジを行います。														
I D Rクラス	原則として、米ドル建資産を対インドネシア・ルピアで為替ヘッジを行います。														
Resources Currency Basket クラス	原則として、米ドル建資産を対資源国通貨バスケット（豪ドル、ブラジル・リアル、南アフリカ・ランドの各通貨に3分の1程度ずつ配分したもの）で為替ヘッジを行います。														
投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク (J.P.Morgan Investment Management Inc.)														
信託期限	無期限														
設定日	2010年9月27日														
会計年度	毎年5月末														
収益分配	原則として、毎月分配を行います。														
信託報酬	純資産総額に対して年率0.59%程度 なお、上記の信託報酬の他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、ファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等も投資先ファンドの信託財産から支弁されます。														
申込手数料	ありません。														

「J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク」について
 J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下、JPMIM）（所在地：米国ニューヨーク）は、1988年4月に米国において設立された運用会社であり、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門である「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループに所属しています。JPMIMは、グローバルに展開する「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

名称	マネー・プール マザーファンド
形態等	適格機関投資家私募
投資の基本方針	安定した収益の確保を目指して運用を行います。
投資態度	<p>わが国の公社債に投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。</p> <p>(ア) A-2格相当以上の短期信用格付 (イ) A格相当以上の長期信用格付 (ウ) 信用格付がない場合、委託会社が上記(ア)、(イ)と同等の信用力を有すると判断したもの</p> <p>投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとし、投資するわが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券は、純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を組入れの上限とします。ただし、2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託会社が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断した有価証券においてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を組入れの上限とします。</p> <p>資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。</p>
実質的な投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式への投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 外貨建資産への投資は行いません。
申込手数料	ありません。
信託報酬	かかりません。
信託期限	無期限
設定日	平成21年9月29日
決算日	1月14日および7月14日
主な関係法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託会社：国際投信投資顧問株式会社 ・ 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

< マネー・プール・ファンド >

マネー・プール マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

マネー・プール・ファンド において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限り、）の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、（5） 信託約款に定める投資制限の< マネー・プール・ファンド > ないし に定めるものに限り、）に係る権利
- c. 約束手形
- d. 金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたマネー・プール マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- a． 転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
 - b． 国債証券
 - c． 地方債証券
 - d． 特別の法律により法人の発行する債券
 - e． 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - f． 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - g． 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - h． コマーシャル・ペーパー
 - i． 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a．からh．の証券または証書の性質を有するもの
 - j． 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - k． 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - l． 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - m． 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - n． 外国の者に対する権利でm．の有価証券の性質を有するもの
- なお、a．の証券および証書、i．の証券または証書のうちa．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．からf．までの証券およびi．の証券または証書のうちb．からf．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a． 預金
- b． 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c． コール・ローン
- d． 手形割引市場において売買される手形
- e． 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f． 外国の者に対する権利でe．の権利の性質を有するもの

特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記のa．からf．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

- a． 先物取引等

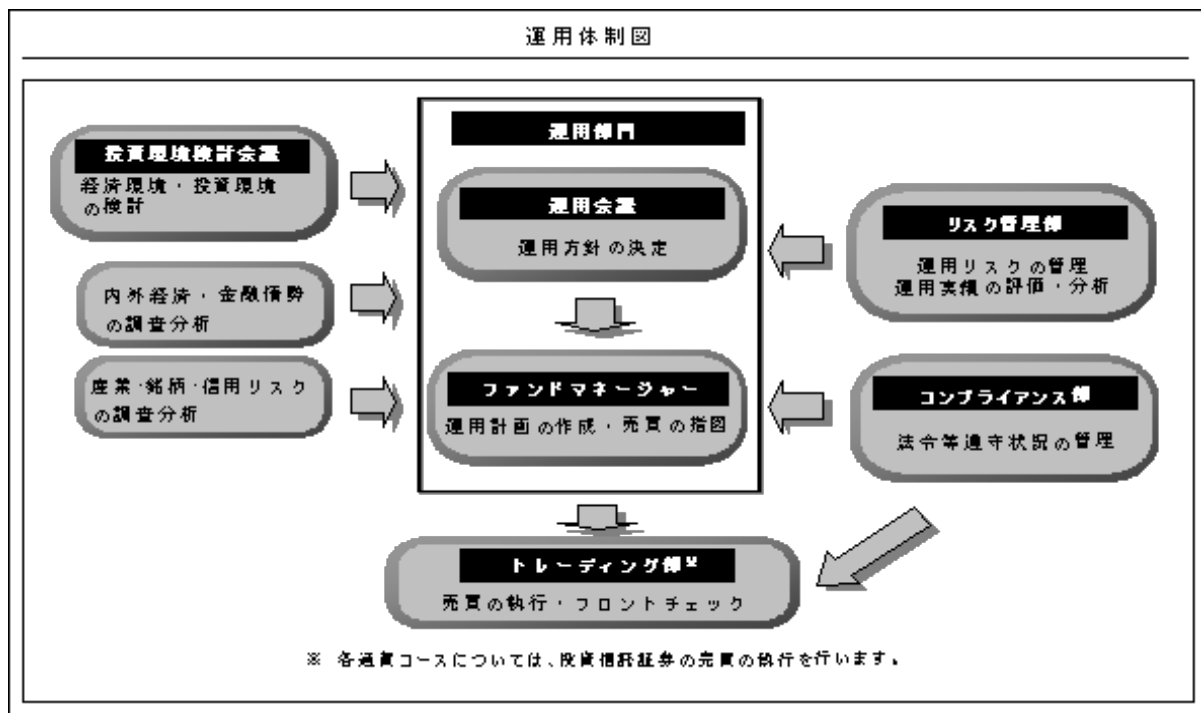
b. スワップ取引

(3) 【運用体制】

ファンドの運用に関する主な会議および組織は次の通りです。（平成23年4月末現在）

会議	役割・機能
投資環境検討会議	原則として月1回投資環境検討会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行います。
運用会議	原則として月1回運用会議を開催し、運用方針ならびに収益分配金および収益分配金の決定に関する方針の決定を行います。

組織	役割・機能
運用部門（ファンドマネージャー）	ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。



参考

- ・各通貨コースの運用は、運用部門の外部委託運用部が担当し、ファンドマネージャー 5 名で運用を行います。
- ・マネー・プール・ファンド の運用は、運用部門の債券運用部が担当し、ファンドマネージャー 3 名で運用を行います。
- ・その他のトレーディング部、リスク管理部、コンプライアンス部においては総勢30名程度で上記業務に当たっております。

運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

委託会社は、「組織規程」において、ファンドの運用方針等を決定する機関として運用会議をおくなどの運用体制を定めています。ファンドマネージャー（運用担当者）の適正な行動基準の確立のために「運用担当者規則」を定めています。

関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、受託会社より年 1 回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

各通貨コース	マネー・プール・ファンド
毎月24日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。 ただし、第 1 期の決算日は平成22年12月24日とします。	毎年 3 月24日および 9 月24日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。
a . 分配対象収益額の範囲 経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。	
b . 分配対象収益についての分配方針 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）	
c . 留保益の運用方針 留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。	

収益分配金の交付

a . 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b . 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

各通貨コース	マネー・プール・ファンド
a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。	
(a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。	(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。	
b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。	

当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。

(5) 【投資制限】

信託約款に定める投資制限

<各通貨コース>

投資信託証券等への投資

投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への投資は行いません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への投資

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限は設けません。

公社債の借入れ

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b. 当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< マネー・プール・ファンド >

マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。

株式への投資制限

株式への実質投資は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資

外貨建資産への投資は行いません。

投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金

等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といい
ます。）の時価総額の範囲内とします。

(b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産
が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運
用している額の範囲内とします。

(c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合
計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ
全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産
総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とそ
の元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うこと
の指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超
えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの
限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマ
ザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみ
なした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c.におい
て同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の
事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資
産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワッ
プ取引の一部の解約を指図するものとします。また、信託財産に属するとみなした額とは、マ
ザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産
の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額を
いいます。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価
するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、
担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、
貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額
の合計額の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の
一部解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うもの
とします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をす
ることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるとき
は、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資
産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れ
た公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令等による投資制限

デリバティブ取引(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

マネー・プール マザーファンド
- 運用の基本方針 -

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の公社債に投資し、常時適正な流動性を保持するように配慮します。

わが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券への投資にあたっては、原則として組入時において1社以上の信用格付業者等より、以下の信用格付条件を1つ以上満たすものに投資します。

(ア) A-2格相当以上の短期信用格付

(イ) A格相当以上の長期信用格付

(ウ) 信用格付がない場合、委託会社が上記(ア)、(イ)と同等の信用力を有すると判断したものの

投資する有価証券または金融商品は、主として残存期間または取引期間が1年以内のものとし

ます。
投資するわが国の政府および日本銀行が発行もしくは保証する資産以外の有価証券は、純資産総額に対し1発行体あたり原則1%を組入れの上限とします。ただし、2社以上の信用格付業者等からAA格相当以上の長期信用格付またはA-1格相当の短期信用格付のいずれかを受けているもの、もしくは信用格付のない場合には委託者が当該信用格付と同等の信用度を有すると判断した有価証券においてのみ、純資産総額に対し1発行体あたり原則5%を組入れの上限とします。ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。

3. 投資制限

(1) 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(2) 外貨建資産への投資は行いません。

(3) 有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲内で行います。

(4) スワップ取引は、約款第19条の範囲内で行います。

以上

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

ファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。
(主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。)

各通貨コースのリスク

基準価額は組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。また、実質的な組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けません。
したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

a. 為替変動リスク

<円コース>

主要投資対象とする外国投資信託は、米ドル建資産へ投資し、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替変動リスクを排除することはできません。また、円金利が米ドル金利より低い場合、円と米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

<米ドルコース>

主要投資対象とする外国投資信託は、米ドル建資産へ投資します。そのため、米ドルが円に対して強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。

<各通貨コース（円コースおよび米ドルコースを除く）>

主要投資対象とする外国投資信託は、米ドル建資産へ投資し、原則として各通貨コースの対象通貨に対して為替ヘッジを行います。そのため、各通貨コースの対象通貨が円に対して強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。また、各通貨コースの対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

b. 金利変動リスク（債券価格変動リスク）

実質的に投資している債券の発行国・地域の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、基準価額の変動要因となります。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション^{*}が長いほど大きくなります。また、ハイ・イールド債券は、景気などの投資環境の変化、発行企業の業績等の影響を受けることにより、債券価格は大きく変動し、基準価額の変動要因となります。

*デュレーションとは、「金利変動に対する債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標です。値が大きいほど、投資元本の回収までに時間がかかり、その間の金利変動に対する債券価格の変動（感応度）が大きくなります。

c. 信用リスク（デフォルト・リスク）

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、基準価額も大きく変動する場合があります。また、実質的に投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し、損失を被ることがあります。一般的に、ハイ・イールド債券のような低格付けの債券は、高格付けの債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

d. 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

一般的に、ハイ・イールド債券のような低格付けの債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

e. カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引、直物為替先渡取引（NDF）等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

f. その他の主な留意点

(a) 各通貨コースでは、主要投資対象とする外国投資信託への投資を通じて、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。直物為替先渡取引（NDF）の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

(b) 収益分配金に関する留意点

- ・ 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により収益の分配を行いますが、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- ・ 収益分配金は、ファンドの純資産総額から支払われます。そのため、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。
- ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等を超過して支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中のファンドの収益率を示すものではありません。

(c) 各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、当該通貨コースは繰上償還されます。また、各通貨コースについて、受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合または各通貨コースの受益権の総口数を合計した口数が70億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

(d) 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

(e) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金が行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

マネー・プール・ファンド およびマネー・プール マザーファンドのリスク

基準価額は組入有価証券等の値動き等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

a. 金利変動リスク

主要投資対象である公社債の価格は、一般的に金利が上昇（低下）した場合には下落（上昇）し、基準価額の変動要因となります。

b. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

- c. 市場リスク
投資対象国の景気、経済、社会情勢等により市況全体が下落した場合には、その影響を受けることがあります。
- d. 流動性リスク
有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。
- e. 資金流出による基準価額変動リスク
ファンドからの資金流出の影響により、基準価額が変動することがあります。
- f. ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク
同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。
- g. カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）
証券取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。
- h. その他の主な留意点
- (a) 各通貨コースが全て償還することとなる場合には、マネー・プール・ファンドは繰上償還されます。
 - (b) 収益分配金に関する留意点
 - ・ 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により収益の分配を行いますが、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
 - ・ 収益分配金は、ファンドの純資産総額から支払われます。そのため、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。
 - ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等を超過して支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中のファンドの収益率を示すものではありません。
 - (c) 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
 - (d) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、運用部門から独立した部門において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

トレーディング部

公社債等の売買執行および発注に伴うフロントチェックを行います。

コンプライアンス部

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理部

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査部

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

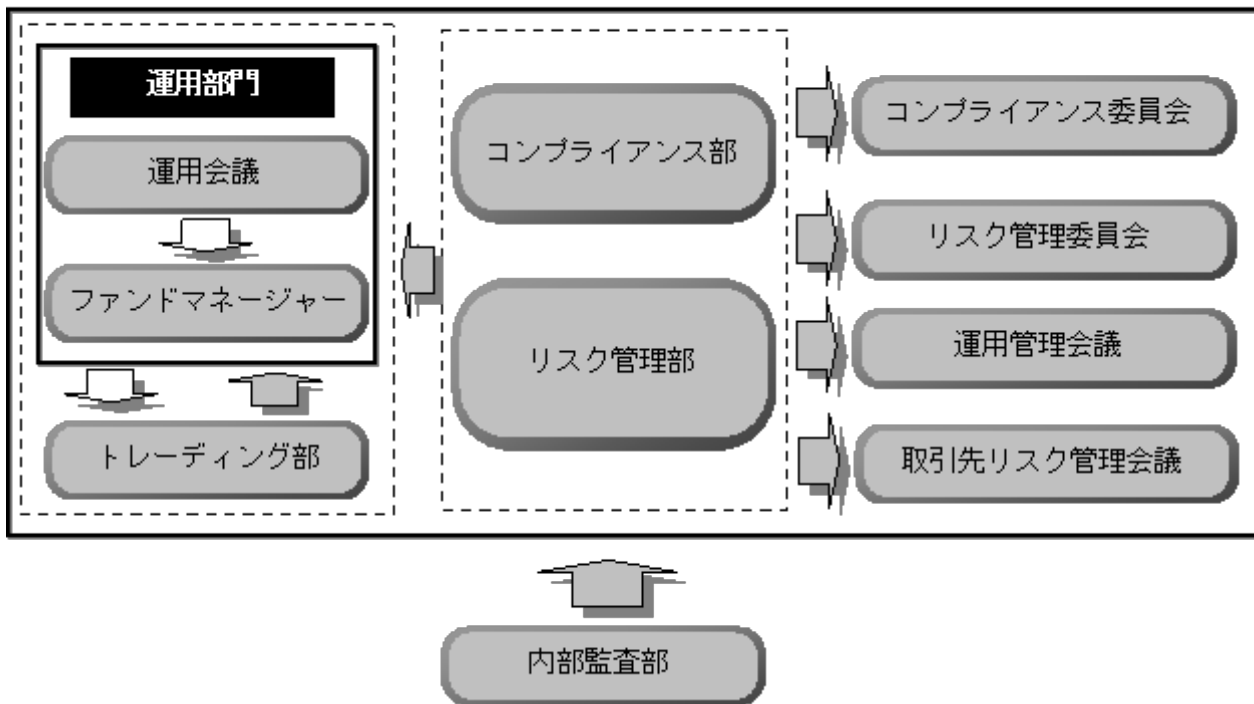
この他に、投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

* コンプライアンス委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、その

他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。

- * リスク管理委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。
- * 運用管理会議（原則、毎月開催）において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。
- * 取引先リスク管理会議（原則、四半期毎に開催）において、信託財産の運用に係る運用リスクのうち、取引相手先の決済不履行リスク（カウンターパーティー・リスク）に関する管理方針等の検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制図



* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

手数料率：上限3.15%（税抜3.00%）

申込手数料は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に、3.15%（税抜3.00%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。

スイッチングを行う場合の申込手数料についても、同様とします。

マネー・プール・ファンドの申込手数料は、無手数料とします。（マネー・プール・ファンドの取得申込みについては、スイッチングの場合に限ります。）

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

(3) 【信託報酬等】

<各通貨コース>

- a. 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.029%（税抜0.980%）の率を乗じて得た額とします。
- b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成23年4月末現在の料率、支払先および配分は、以下の通りです。

信託報酬率	委託会社	受託会社	販売会社
年1.0290% (税抜0.9800%)	年0.4200% (税抜0.4000%)	年0.0315% (税抜0.0300%)	年0.5775% (税抜0.5500%)

* 信託報酬は消費税等相当額を含みます。

前記のほか各通貨コースが投資対象とする投資信託証券に関しても信託（管理）報酬等がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率*は、年率1.62%程度（税込）（概算）です。

* 前記の実質的な信託報酬率は、投資対象とする「US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」における信託（管理）報酬率（運用報酬：年率0.50%、管理費用：年率0.09%程度）を含めた実質的な報酬率を算出したものです。ただし、管理費用には下限の金額が設定されており、投資信託証券の純資産総額等によっては、上記の実質的な信託報酬率を超える場合があります。前記のほか、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、投資信託証券のファンド設立に係る費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等はファンドの信託財産から支弁されます。

なお、マネー・プール マザーファンドには、信託報酬はかかりません。

<マネー・プール・ファンド>

- a. 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、0.735%（税抜0.700%）以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

計算日の信託報酬控除前の運用収益率	信託報酬率
年7%超の場合	年率0.735%（税抜0.700%）以内
年2%超7%以下の場合	運用収益率×10.5%（税抜10%）以内
年1%超2%以下の場合	年率0.21%（税抜0.20%）以内
年1%以下の場合	運用収益率×21%（税抜20%）以内

ただし、信託財産の純資産総額に、年率0.0105%（税抜0.0100%）を乗じて得た額を下限とします。

計算日の信託報酬控除前の運用収益率とは、計算日に発生する収益等の合計額から計算日に発生する経費等（信託報酬を除きます。）の合計額を控除した金額を、計算日における信託財産の純資産総額で除して得た率を年率換算したものをいいます。

- b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- 信託報酬の平成23年4月末現在の料率、支払先および配分は、以下の通りです。

委託会社	受託会社	販売会社
信託報酬率に 46.6%を乗じた率	信託報酬率に 6.8%を乗じた率	信託報酬率に 46.6%を乗じた率

* 信託報酬は消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

- a. 信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁

します。

- b. 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、各ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（各通貨コースについては、年0.0042%（税抜0.0040%）以内、マネー・プール・ファンド については、年0.0021%（税抜0.0020%））を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

資金の借入れ

一部解約金の支払資金等に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

* 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

- * 以下の内容は、平成23年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 買取制度につきましては、販売会社に確認してください。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをとお勧めします。

個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
平成23年 12月31日 まで	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）10% （所得税7% 地方税3%）
	一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税* 10% （所得税7% 地方税3%）
	償還金			
平成24年 1月1日 以降	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20% （所得税15% 地方税5%）
	一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税* 20% （所得税15% 地方税5%）
	償還金			

* 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

- 1 収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
- 2 配当控除の適用はありません。

法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	平成23年12月31日までは源泉徴収7%（所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	平成24年1月1日以降は源泉徴収15%（所得税）

税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。

その他くわしくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

- a．受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれていません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c．受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d．受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

- a．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

5【運用状況】

米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）

（1）【投資状況】

（平成23年4月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	12,051,979,938	97.98
親投資信託受益証券	日本	4,322,589	0.04
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）		243,896,896	1.98
合計（純資産総額）		12,300,199,423	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）マネー・プール マザーファンド 投資状況

（平成23年4月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）		667,301,130	100.00
合計（純資産総額）		667,301,130	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（ 2 ）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（全銘柄）

（平成23年4月28日現在）

順位	国/地域	銘柄名	種類	通貨	総口数（口）	帳簿価額		評価額		投資比率（%）
						単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	ケイマン	US High Yield Bond Fund JPY	投資信託受益証券	日本円	12,555,453,629	0.95	11,927,680,947	0.95	12,051,979,938	97.98
2	日本	マネー・プールマザーファンド	親投資信託受益証券	日本円	4,314,823	1.0017	4,322,158	1.0018	4,322,589	0.04

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注2）親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

種類別投資比率

（平成23年4月28日現在）

国内/外国	種類	投資比率（%）
外国	投資信託受益証券	97.98
国内	親投資信託受益証券	0.04
合計		98.02

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）マネー・プール マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年4月28日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間（平成23年3月24日）	11,403	11,674	10,106	10,346
平成22年9月末日	4,795		10,000	
平成22年10月末日	5,928		10,099	
平成22年11月末日	7,859		9,987	
平成22年12月末日	8,375		10,034	
平成23年1月末日	9,571		10,152	
平成23年2月末日	10,868		10,169	
平成23年3月末日	11,827		10,118	
平成23年4月末日	12,300		10,153	

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（6ヵ月毎）に支払われた1口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

（注2）基準価額は1単位（1万口）当たりの純資産総額です。

【分配の推移】

	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	240

【収益率の推移】

	計算期間	収益率（%）
第1特定期間	自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	3.5
	自 平成23年3月25日 至 平成23年4月28日	0.5

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

なお、第1特定期間の収益率は、額面価額を基準に算出しています。

米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型） 米ドルコース（毎月決算型）

(1) 投資状況

（平成23年4月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	652,144,540	97.96
親投資信託受益証券	日本	120,072	0.02
現金・預金・その他の資産 （負債控除後）		13,437,116	2.02
合計（純資産総額）		665,701,728	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）マネー・プール マザーファンド 投資状況

前記「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型） 円コース（毎月決算型）」の記載と同じ。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(全銘柄)

(平成23年4月28日現在)

順位	国/地域	銘柄名	種類	通貨	総口数(口)	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	ケイマン	US High Yield Bond Fund USD	投資信託受益証券	日本円	664,978,628	0.97	649,907,296	0.98	652,144,540	97.96
2	日本	マネー・プールマザーファンド	親投資信託受益証券	日本円	119,857	1.0017	120,060	1.0018	120,072	0.02

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

種類別投資比率

(平成23年4月28日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
外国	投資信託受益証券	97.96
国内	親投資信託受益証券	0.02
合計		97.98

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) マネー・プール マザーファンド

前記「米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成23年4月28日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間（平成23年3月24日）	499	511	9,711	9,951
平成22年9月末日	121		9,930	
平成22年10月末日	183		9,734	
平成22年11月末日	261		9,992	
平成22年12月末日	268		9,749	
平成23年1月末日	408		9,910	
平成23年2月末日	477		9,869	
平成23年3月末日	475		9,967	
平成23年4月末日	665		9,926	

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（6ヵ月毎）に支払われた1口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

（注2）基準価額は1単位（1万口）当たりの純資産総額です。

分配の推移

	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	240

収益率の推移

	計算期間	収益率（%）
第1特定期間	自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	0.5
	自 平成23年3月25日 至 平成23年4月28日	2.2

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

なお、第1特定期間の収益率は、額面価額を基準に算出しています。

米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 豪ドルコース(毎月決算型)

(1) 投資状況

(平成23年4月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	18,296,449,200	98.06
親投資信託受益証券	日本	770,462	0.00
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		361,358,029	1.94
合計(純資産総額)		18,658,577,691	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) マネー・プール マザーファンド 投資状況

前記「米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(全銘柄)

(平成23年4月28日現在)

順位	国/地域	銘柄名	種類	通貨	総口数(口)	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	ケイマン	US High Yield Bond Fund AUD	投資信託受益証券	日本円	17,362,354,527	1.03	18,013,847,068	1.05	18,296,449,200	98.06
2	日本	マネー・プールマザーファンド	親投資信託受益証券	日本円	769,078	1.0017	770,385	1.0018	770,462	0.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

種類別投資比率

(平成23年4月28日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
外国	投資信託受益証券	98.06
国内	親投資信託受益証券	0.00
合計		98.06

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) マネー・プール マザーファンド

前記「米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型)円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成23年4月28日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間（平成23年3月24日）	14,467	15,087	10,261	10,701
平成22年9月末日	868		9,990	
平成22年10月末日	1,295		9,931	
平成22年11月末日	2,794		10,088	
平成22年12月末日	3,681		10,377	
平成23年1月末日	7,727		10,297	
平成23年2月末日	12,949		10,479	
平成23年3月末日	16,006		10,716	
平成23年4月末日	18,658		11,167	

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（6ヵ月毎）に支払われた1口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

（注2）基準価額は1単位（1万口）当たりの純資産総額です。

分配の推移

	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	440

収益率の推移

	計算期間	収益率（%）
第1特定期間	自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	7.0
	自 平成23年3月25日 至 平成23年4月28日	8.8

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

なお、第1特定期間の収益率は、額面価額を基準に算出しています。

米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) ブラジル・リアルコース(毎月決算型)

(1) 投資状況

(平成23年4月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	90,371,426,799	97.99
親投資信託受益証券	日本	17,150,272	0.02
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		1,832,008,737	1.99
合計(純資産総額)		92,220,585,808	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) マネー・プール マザーファンド 投資状況

前記「米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(全銘柄)

(平成23年4月28日現在)

順位	国/地域	銘柄名	種類	通貨	総口数(口)	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	ケイマン	US High Yield Bond Fund BRL	投資信託受益証券	日本円	87,214,270,218	1.03	89,904,624,494	1.03	90,371,426,799	97.99
2	日本	マネー・プールマザーファンド	親投資信託受益証券	日本円	17,119,457	1.0017	17,148,560	1.0018	17,150,272	0.02

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

種類別投資比率

(平成23年4月28日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
外国	投資信託受益証券	97.99
国内	親投資信託受益証券	0.02
合計		98.01

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) マネー・プール マザーファンド

前記「米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成23年4月28日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間（平成23年3月24日）	64,268	67,875	9,981	10,541
平成22年9月末日	18,496		9,963	
平成22年10月末日	22,540		9,799	
平成22年11月末日	25,815		10,019	
平成22年12月末日	28,172		9,980	
平成23年1月末日	38,170		10,117	
平成23年2月末日	54,820		10,166	
平成23年3月末日	72,054		10,438	
平成23年4月末日	92,220		10,714	

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（6ヵ月毎）に支払われた1口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

（注2）基準価額は1単位（1万口）当たりの純資産総額です。

分配の推移

	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	560

収益率の推移

	計算期間	収益率（%）
第1特定期間	自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	5.4
	自 平成23年3月25日 至 平成23年4月28日	7.3

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

なお、第1特定期間の収益率は、額面価額を基準に算出しています。

米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 中国元コース(毎月決算型)

(1) 投資状況

(平成23年4月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	36,231,107	96.79
親投資信託受益証券	日本	20,012	0.05
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		1,183,414	3.16
合計(純資産総額)		37,434,533	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) マネー・プール マザーファンド 投資状況

前記「米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(全銘柄)

(平成23年4月28日現在)

順位	国/ 地域	銘柄名	種類	通貨	総口数(口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	ケイ マン	US High Yield Bond Fund CNY	投資信託 受益証券	日本円	36,970,518	0.97	36,053,649	0.98	36,231,107	96.79
2	日本	マネー・プール マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本円	19,977	1.0017	20,010	1.0018	20,012	0.05

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

種類別投資比率

(平成23年4月28日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
外国	投資信託受益証券	96.79
国内	親投資信託受益証券	0.05
合計		96.84

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) マネー・プール マザーファンド

前記「米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型)円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成23年4月28日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間（平成23年3月24日）	34	34	9,911	10,031
平成22年9月末日	23		9,908	
平成22年10月末日	26		9,664	
平成22年11月末日	30		9,939	
平成22年12月末日	30		9,783	
平成23年1月末日	31		10,026	
平成23年2月末日	32		10,022	
平成23年3月末日	35		10,168	
平成23年4月末日	37		10,143	

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（6ヵ月毎）に支払われた1口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

（注2）基準価額は1単位（1万口）当たりの純資産総額です。

分配の推移

	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	120

収益率の推移

	計算期間	収益率（%）
第1特定期間	自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	0.3
	自 平成23年3月25日 至 平成23年4月28日	2.3

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

なお、第1特定期間の収益率は、額面価額を基準に算出しています。

米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) インドネシア・ルピアコース(毎月決算型)

(1) 投資状況

(平成23年4月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	4,029,309,251	97.86
親投資信託受益証券	日本	2,141,283	0.05
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		85,993,669	2.09
合計(純資産総額)		4,117,444,203	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) マネー・プール マザーファンド 投資状況

前記「米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(全銘柄)

(平成23年4月28日現在)

順位	国/ 地域	銘柄名	種類	通貨	総口数(口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	ケイ マン	US High Yield Bond Fund IDR	投資信託 受益証券	日本円	4,081,553,132	0.98	3,999,922,069	0.98	4,029,309,251	97.86
2	日本	マネー・プール マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本円	2,137,436	1.0017	2,141,069	1.0018	2,141,283	0.05

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

種類別投資比率

(平成23年4月28日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
外国	投資信託受益証券	97.86
国内	親投資信託受益証券	0.05
合計		97.91

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) マネー・プール マザーファンド

前記「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）」の記載と同じ。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成23年4月28日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間（平成23年3月24日）	4,651	4,840	9,891	10,291
平成22年9月末日	2,327		9,897	
平成22年10月末日	3,100		9,701	
平成22年11月末日	4,023		9,881	
平成22年12月末日	4,218		9,644	
平成23年1月末日	4,481		9,791	
平成23年2月末日	4,644		9,919	
平成23年3月末日	4,755		10,126	
平成23年4月末日	4,117		10,147	

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（6ヵ月毎）に支払われた1口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

（注2）基準価額は1単位（1万口）当たりの純資産総額です。

分配の推移

	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	400

収益率の推移

	計算期間	収益率（%）
第1特定期間	自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	2.9
	自 平成23年3月25日 至 平成23年4月28日	2.6

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

なお、第1特定期間の収益率は、額面価額を基準に算出しています。

米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 資源国通貨バスケットコース(毎月決算型)

(1) 投資状況

(平成23年4月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	11,391,118,700	97.86
親投資信託受益証券	日本	1,761,055	0.01
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		247,734,840	2.13
合計(純資産総額)		11,640,614,595	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) マネー・プール マザーファンド 投資状況

前記「米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(全銘柄)

(平成23年4月28日現在)

順位	国/地域	銘柄名	種類	通貨	総口数(口)	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
						単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	ケイマン	US High Yield Bond Fund RCB	投資信託受益証券	日本円	11,124,139,356	1	11,226,856,367	1.02	11,391,118,700	97.86
2	日本	マネー・プールマザーファンド	親投資信託受益証券	日本円	1,757,891	1.0017	1,760,879	1.0018	1,761,055	0.01

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

種類別投資比率

(平成23年4月28日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
外国	投資信託受益証券	97.86
国内	親投資信託受益証券	0.01
合計		97.87

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) マネー・プール マザーファンド

前記「米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成23年4月28日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間（平成23年3月24日）	8,905	9,331	10,048	10,528
平成22年9月末日	2,020		9,977	
平成22年10月末日	2,657		9,842	
平成22年11月末日	3,841		10,005	
平成22年12月末日	4,497		10,226	
平成23年1月末日	6,521		10,057	
平成23年2月末日	8,289		10,195	
平成23年3月末日	9,641		10,490	
平成23年4月末日	11,640		10,823	

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（6ヵ月毎）に支払われた1口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

（注2）基準価額は1単位（1万口）当たりの純資産総額です。

分配の推移

	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	480

収益率の推移

	計算期間	収益率（%）
第1特定期間	自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	5.3
	自 平成23年3月25日 至 平成23年4月28日	7.7

（注）収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各特定期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

なお、第1特定期間の収益率は、額面価額を基準に算出しています。

米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) マネー・プール・ファンド (年2回決算型)

(1) 投資状況

(平成23年4月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	107,757,607	98.00
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		2,200,318	2.00
合計(純資産総額)		109,957,925	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) マネー・プール マザーファンド 投資状況

前記「米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(全銘柄)

(平成23年4月28日現在)

順位	銘柄名	種類	国/ 地域	総口数(口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	マネー・プール マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	107,563,992	1.0016	107,736,095	1.0018	107,757,607	98.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

種類別投資比率

(平成23年4月28日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	98.00
合計		98.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) マネー・プール マザーファンド

前記「米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成23年4月28日および同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（平成23年3月24日）	9	9	10,002	10,002
平成22年9月末日	0.999996		10,000	
平成22年10月末日	1		10,001	
平成22年11月末日	1		10,001	
平成22年12月末日	1		10,001	
平成23年1月末日	1		10,002	
平成23年2月末日	1		10,002	
平成23年3月末日	4		10,002	
平成23年4月末日	109		10,003	

（注）基準価額は1単位（1万口）当たりの純資産総額です。

分配の推移

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期	自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	0

収益率の推移

期	計算期間	収益率（%）
第1期	自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	0.0
	自 平成23年3月25日 至 平成23年4月28日	0.0

（注）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。

なお、第1期計算期間の収益率は、額面価額を基準に算出しています。

（ご参考）その他の運用実績

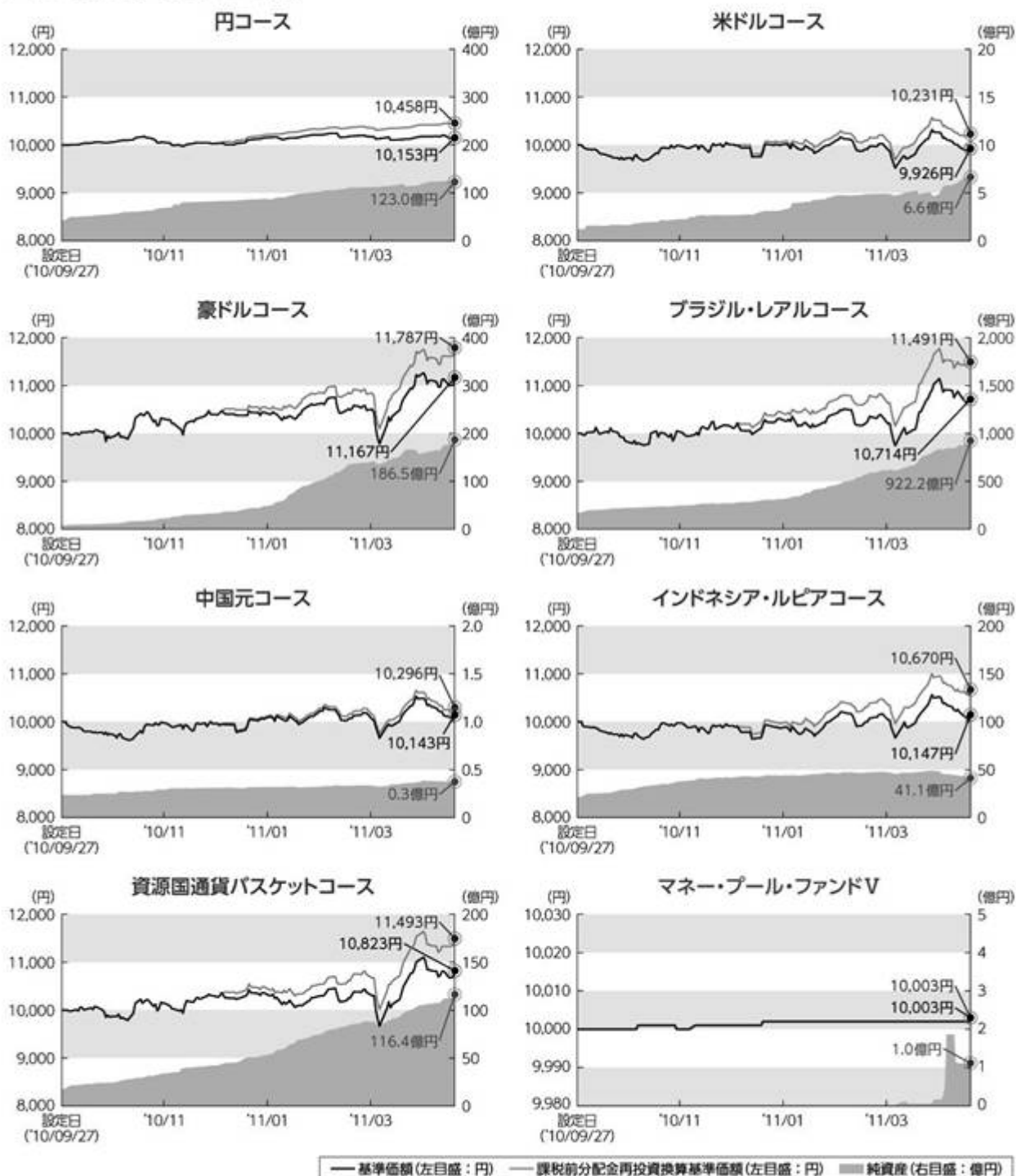


運用実績

（最新の運用実績は委託会社のホームページにて
ご確認ください。）

2011年4月28日現在

■ 基準価額・純資産の推移



注記事項

- 各ファンドにはベンチマークはありません。
- 課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、国際投信投資顧問が公表している基準価額とは異なります。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。



運用実績 (最新の運用実績は委託会社のホームページにてご確認いただけます。)

2011年4月28日現在

■ 分配の推移(1万口当たり、課税前)

	円コース	米ドルコース	豪ドルコース	ブラジル・リアルコース	中国元コース	インドネシア・ルピアコース	資源国通貨バスケットコース		マネー・プール・ファンドV
2011年4月	60円	60円	130円	160円	30円	100円	140円	2011年3月	0円
2011年3月	60円	60円	110円	140円	30円	100円	120円	設定来累計	0円
2011年2月	60円	60円	110円	140円	30円	100円	120円		
2011年1月	60円	60円	110円	140円	30円	100円	120円		
2010年12月	60円	60円	110円	140円	30円	100円	120円		
設定来累計	300円	300円	570円	720円	150円	500円	620円		

■ 主要な資産の状況

● 米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) ※比率とは、各ファンドの純資産に対する比率です。

円コースにおける組入銘柄

種類	銘柄名	比率(%)
1 投資信託受益証券	US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(JPYクラス)	98.0
2 投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	0.0

米ドルコースにおける組入銘柄

種類	銘柄名	比率(%)
1 投資信託受益証券	US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(USDクラス)	98.0
2 投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	0.0

豪ドルコースにおける組入銘柄

種類	銘柄名	比率(%)
1 投資信託受益証券	US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(AUDクラス)	98.1
2 投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	0.0

ブラジル・リアルコースにおける組入銘柄

種類	銘柄名	比率(%)
1 投資信託受益証券	US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(BRLクラス)	98.0
2 投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	0.0

中国元コースにおける組入銘柄

種類	銘柄名	比率(%)
1 投資信託受益証券	US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(CNYクラス)	96.8
2 投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	0.1

インドネシア・ルピアコースにおける組入銘柄

種類	銘柄名	比率(%)
1 投資信託受益証券	US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(IDRクラス)	97.9
2 投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	0.1

資源国通貨バスケットコースにおける組入銘柄

種類	銘柄名	比率(%)
1 投資信託受益証券	US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(Resources Currency Basketクラス)	97.9
2 投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	0.0

マネー・プール・ファンドVにおける組入銘柄

種類	銘柄名	比率(%)
1 親投資信託受益証券	マネー・プール マザーファンド	98.0

■ ご参考

● マネー・プール マザーファンドの主要な資産の状況 ※比率とは、マネー・プール マザーファンドの純資産に対する比率です。

組入銘柄

種類	銘柄名	比率(%)
1 国債証券	第182回 国庫短期証券(現先取引)	89.9

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

● US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの主要な資産の状況

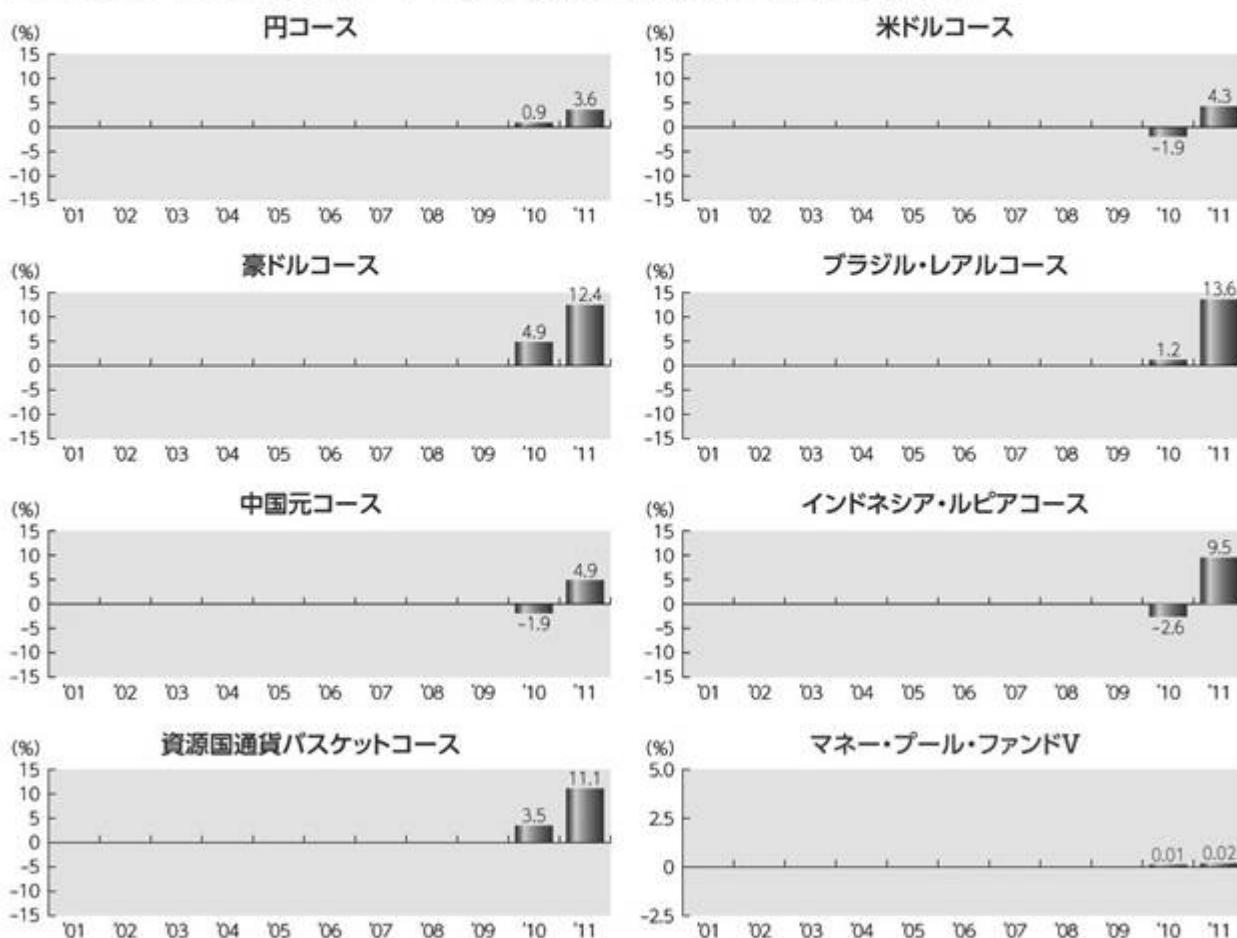
主要な組入銘柄(評価額上位)

銘柄名	国・地域	利率(%)	償還期限	比率(%)
1 HCA	米国	9.250	2016年11月15日	1.5
2 DISH DBS コーポレーション	米国	7.875	2019年 9月 1日	1.2
3 スプリント・キャピタル・コーポレーション	米国	8.750	2032年 3月15日	1.1
4 バイオメット	米国	10.375	2017年10月15日	1.1
5 アリー・ファイナンシャル	米国	6.750	2014年12月 1日	1.0
6 ハラーズ・オペレーティング・カンパニー	米国	11.250	2017年 6月 1日	0.9
7 CITグループ	米国	7.000	2017年 5月 1日	0.8
8 CITグループ	米国	7.000	2016年 5月 1日	0.8
9 クリア・チャンネル・ワールドワイド・ホールディングス	米国	9.250	2017年12月15日	0.7
10 レイノルズ・グループ・イシューア	ニュージーランド	9.000	2019年 4月15日	0.7

※US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの資料に基づき作成しています。

※比率とは、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産に対する比率です。

■ 年間収益率の推移(暦年ベース) ※課税前分配金再投資換算基準価額を基に算出しています。



※2010年は設定日から年末までの収益率。 ※2011年は年初から4月28日までの収益率。

注記事項

- 各ファンドにはベンチマークはありません。
- 課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、国際投信投資顧問が公表している基準価額とは異なります。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

(4) 【設定及び解約の実績】

米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型） 円コース（毎月決算型）

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1特定期間	自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	11,873,167,615	589,531,733	11,283,635,882
	自 平成23年3月25日 至 平成23年4月28日	2,158,606,909	1,327,560,037	12,114,682,754

（注）第1特定期間の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型） 米ドルコース（毎月決算型）

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1特定期間	自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	519,622,185	5,514,030	514,108,155
	自 平成23年3月25日 至 平成23年4月28日	258,985,302	102,395,360	670,698,097

（注）第1特定期間の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型） 豪ドルコース（毎月決算型）

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1特定期間	自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	14,400,954,594	302,137,567	14,098,817,027
	自 平成23年3月25日 至 平成23年4月28日	4,818,203,820	2,208,849,599	16,708,171,248

（注）第1特定期間の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型） ブラジル・リアルコース（毎月決算型）

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1特定期間	自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	66,431,465,352	2,039,334,980	64,392,130,372
	自 平成23年3月25日 至 平成23年4月28日	27,325,141,721	5,640,664,837	86,076,607,256

（注）第1特定期間の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型） 中国元コース（毎月決算型）

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1特定期間	自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	35,206,805	509,769	34,697,036
	自 平成23年3月25日 至 平成23年4月28日	2,558,554	350,000	36,905,590

（注）第1特定期間の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型） インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1特定期間	自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	4,937,996,262	234,734,579	4,703,261,683
	自 平成23年3月25日 至 平成23年4月28日	42,658,487	687,959,427	4,057,960,743

（注）第1特定期間の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型） 資源国通貨バスケットコース（毎月決算型）

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1特定期間	自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	8,913,238,489	49,603,019	8,863,635,470
	自 平成23年3月25日 至 平成23年4月28日	2,441,294,785	549,580,436	10,755,349,819

（注）第1特定期間の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型） マネー・プール・ファンド（年2回決算型）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	9,330,682	0	9,330,682
	自 平成23年3月25日 至 平成23年4月28日	190,647,016	90,051,522	109,926,176

（注）第1期の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・ 取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
- ・ 取得の申込みのときに「分配金受取コース」または「自動けいぞく投資コース」のどちらかを選択することとなります。（原則として、コースを途中で変更することはできません。）
販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。
- ・ 各通貨コースについては、次のいずれかに該当する日（以下「申込不可日」といいます。）には、取得の申込みはできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）
 - ・ ニューヨークの銀行の休業日
 - ・ ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・ ロンドンの銀行の休業日
 - ・ ロンドン証券取引所の休業日
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、各ファンドの取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。取得申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みの受付を撤回できます。
- ・ スイッチングを行う場合の取得申込みに関する取扱いも同様とします。くわしくは販売会社に確認してください。
- ・ 販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。くわしくは販売会社に確認してください。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(1) 申込単位

販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）

（販売会社がスイッチングを取扱う場合の申込単位についても、販売会社が別に定める単位とします。）

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1口単位とします。

なお、申込単位の照会先は当該販売会社となります。

(2) 申込手数料

手数料率：上限3.15%（税抜3.00%）

申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

マネー・プール・ファンドの申込手数料は、無手数料とします。（マネー・プール・ファンドの取得申込みについては、スイッチングの場合に限ります。）

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

(3) 申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に申込口数を乗じて得た額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額

(4) 払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

2【換金（解約）手続等】

- ・ 換金（解約）の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

- ・ 各通貨コースについては、申込不可日には、換金の請求はできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、各ファンドの換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。
- ・ 販売会社によっては、スイッチングによる解約を取扱う場合があります。その場合の換金に関する取扱いも同様となります。くわしくは販売会社に確認してください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

(1) 解約単位

販売会社が定める単位

(2) 解約価額

解約の受付日の翌営業日の基準価額

(3) 解約手数料

かかりません。

(4) 信託財産留保額

ありません。

(5) 支払日

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

(6) 大口解約の制限

各通貨コース

ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

マネー・プール・ファンド

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。）

* 基準価額 = 純資産総額 ÷ 受益権総口数

ファンドの主な投資対象の評価方法

a. 投資信託証券

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

b. マザーファンド受益証券

計算日の基準価額で評価します。

c. 公社債等

以下のいずれかの方法で評価します。

(a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

(b) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

(c) 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成22年9月27日から平成27年9月18日までとします。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の更新が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を更新することができます。その場合において、あらかじめ、更新しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(4)【計算期間】

各通貨コース	マネー・プール・ファンド
毎月25日から翌月24日までとします。 (ただし、第1計算期間は平成22年9月27日から平成22年12月24日までとします。)	毎年3月25日から9月24日および9月25日から翌年3月24日までとします。 (ただし、第1計算期間は平成22年9月27日から平成23年3月24日までとします。)
ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。	

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、信託期間中において、各ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当該各ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 各通貨コースについては、委託会社は、信託期間中において、当該各通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなった場合には、受託会社と合意のうえ、当該各通貨コースの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
マネー・プール・ファンド については、委託会社は、各通貨コースの信託契約が全て解約となる場合には、受託会社と合意のうえ、マネー・プール・ファンド の信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 各通貨コースについては、委託会社は、一部解約により、当該各通貨コースの受益権の総口数が10億口を下ることとなった場合、または各通貨コースのそれぞれの受益権の総口数を合計した口数が70億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、当該各通貨コースの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- d. 委託会社は、a. またはc. の信託の終了について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当該各ファンドの信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。なお、b. による信託の終了については書面決議を行わず、信託を終了させます。
- e. d. の書面決議において、受益者（委託会社および各ファンドの信託財産に当該各ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下e. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- f. d. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- g. d. からf. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当該各ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってd. からf. までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁より各ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当該各ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、各ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j. 監督官庁が各ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、当該各ファンドの信託は、b. に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は各ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、各ファンドの信託約款を変更することまたは各ファンドの信託と

他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、a. から g. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- b. 委託会社は、a. の事項(a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当該各ファンドの信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. b. の書面決議において、受益者(委託会社および各ファンドの信託財産に当該各ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下c. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、当該各ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. b. から e. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当該各ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。
- g. a. から f. までの規定にかかわらず、当該各ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な約款変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

各ファンドの受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の委託

受託会社は、各ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎(毎年3月および9月の決算日を基準とします。)および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知れている受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日のときは翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

解約金は、原則として解約の受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

なお、換金には制限があります。くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等 (6)大口解約の制限」を参照してください。

また、申込不可日には、換金の請求はできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）

(4) 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型） 円コース（毎月決算型）

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間（平成22年9月27日から平成23年3月24日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

第1 特定期間末 (平成23年3月24日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	344,934,658
投資信託受益証券	11,175,290,680
親投資信託受益証券	4,322,158
未収入金	40,000,000
未収利息	763
流動資産合計	11,564,548,259
資産合計	11,564,548,259
負債の部	
流動負債	
未払金	80,000,000
未払収益分配金	67,701,815
未払解約金	4,912,264
未払受託者報酬	268,472
未払委託者報酬	8,501,669
その他未払費用	35,787
流動負債合計	161,420,007
負債合計	161,420,007
純資産の部	
元本等	
元本	11,283,635,882
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	119,492,370
（分配準備積立金）	348,354,047
元本等合計	11,403,128,252
純資産合計	11,403,128,252
負債純資産合計	11,564,548,259

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1特定期間 自平成22年9月27日 至平成23年3月24日
営業収益	
配当株式	553,413,235
受取利息	158,265
有価証券売買等損益	225,120,397
営業収益合計	328,451,103
営業費用	
受託者報酬	1,255,848
委託者報酬	39,768,704
その他費用	167,885
営業費用合計	41,192,437
営業利益	287,258,666
経常利益	287,258,666
当期純利益	287,258,666
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	5,364,012
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	75,591,780
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	75,591,780
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,189,421
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,189,421
分配金	233,804,643
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	119,492,370

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1 特定期間 自 平成22年 9月27日 至 平成23年 3月24日
1 . 運用資産の評価基準及び評価方法 2 . 費用・収益の計上基準 3 . その他	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (1) 配当株式の計上基準 配当株式は、原則として配当落ち日において、その数量に相当する発行 価額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 当ファンドの特定期間は、平成22年 9月27日（設定日）から平成23年 3月 24日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1 特定期間末 (平成23年3月24日現在)	
1. 特定期間の末日における受益権の総数	11,283,635,882口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.0106円
(1万口当たりの純資産額)	10,106円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1 特定期間 自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	
分配金の計算過程	
第1 計算期（平成22年9月27日から平成22年12月24日まで）	
計算期末における分配対象金額441,668,497円（1万口当たり532.34円）のうち、49,780,216円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。	
項目	
費用控除後の配当等収益額	A 322,534,879円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等 損益額	B
収益調整金額	C 119,133,618円
分配準備積立金額	D
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 441,668,497円
当ファンドの期末残存口数	F 8,296,702,827口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 532.34円
1万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 49,780,216円

第1 特定期間
自 平成22年9月27日
至 平成23年3月24日

第2 計算期（平成22年12月25日から平成23年1月24日まで）

計算期末における分配対象金額466,953,160円（1万口当たり522.77円）のうち、53,591,551円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 41,991,372円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C 146,394,162円
分配準備積立金額	D 278,567,626円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 466,953,160円
当ファンドの期末残存口数	F 8,931,925,286口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 522.77円
1万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 53,591,551円

第1 特定期間
自 平成22年9月27日
至 平成23年3月24日

第3 計算期（平成23年1月25日から平成23年2月24日まで）

計算期末における分配対象金額537,743,214円（1万口当たり514.32円）のうち、62,731,061円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 49,133,744円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C 210,887,837円
分配準備積立金額	D 277,721,633円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 537,743,214円
当ファンドの期末残存口数	F 10,455,176,995口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 514.32円
1万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 62,731,061円

第1 特定期間
自 平成22年9月27日
至 平成23年3月24日

第4 計算期（平成23年2月25日から平成23年3月24日まで）

計算期末における分配対象金額623,013,044円（1万口当たり552.12円）のうち、67,701,815円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 105,386,836円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C 231,781,181円
分配準備積立金額	D 285,845,027円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 623,013,044円
当ファンドの期末残存口数	F 11,283,635,882口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 552.12円
1万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 67,701,815円

（金融商品に関する注記）

第1 特定期間
自 平成22年9月27日
至 平成23年3月24日

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）2 有価証券関係」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「（2）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

(2) 時価の算定方法

投資信託受益証券、親投資信託受益証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の増減

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日	
期首元本額	4,324,026,617円
期中追加設定元本額	7,549,140,998円
期中一部解約元本額	589,531,733円

2 有価証券関係

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日	
売買目的有価証券	
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	13,951,673
親投資信託受益証券	432
合計	13,952,105

3 デリバティブ取引関係

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成23年3月24日現在

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
投資信託 受益証券	US High Yield Bond Fund JPY	11,626,394,799	11,175,290,680	
	投資信託受益証券 合計	11,626,394,799	11,175,290,680	
親投資信託 受益証券	マネー・プール マザーファンド	4,314,823	4,322,158	
	親投資信託受益証券 合計	4,314,823	4,322,158	
合計			11,179,612,838	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 米ドルコース(毎月決算型)

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間(平成22年9月27日から平成23年3月24日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）】
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1 特定期間末
（平成23年3月24日現在）

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	24,553,381
投資信託受益証券	489,626,406
親投資信託受益証券	120,060
未収入金	3,000,000
未収利息	54
流動資産合計	517,299,901
資産合計	517,299,901
負債の部	
流動負債	
未払金	14,000,000
未払収益分配金	3,084,648
未払解約金	596,319
未払受託者報酬	11,666
未払委託者報酬	369,430
その他未払費用	1,547
流動負債合計	18,063,610
負債合計	18,063,610
純資産の部	
元本等	
元本	514,108,155
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,871,864
（分配準備積立金）	5,167,930
元本等合計	499,236,291
純資産合計	499,236,291
負債純資産合計	517,299,901

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第 1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
営業収益	
配当株式	13,706,503
受取利息	6,494
有価証券売買等損益	13,080,037
営業収益合計	632,960
営業費用	
受託者報酬	47,335
委託者報酬	1,498,764
その他費用	6,259
営業費用合計	1,552,358
営業損失（ ）	919,398
経常損失（ ）	919,398
当期純損失（ ）	919,398
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	63,635
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	34,807
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	34,807
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,938,893
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,938,893
分配金	9,984,745
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,871,864

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
1 . 運用資産の評価基準及び評価方法 2 . 費用・収益の計上基準 3 . その他	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (1) 配当株式の計上基準 配当株式は、原則として配当落ち日において、その数量に相当する発行 価額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 当ファンドの特定期間は、平成22年 9 月27日（設定日）から平成23年 3 月 24日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1 特定期間末 (平成23年3月24日現在)	
1. 特定期間の末日における受益権の総数	514,108,155口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	14,871,864円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	0.9711円
(1万口当たりの純資産額)	9,711円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1 特定期間 自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	
分配金の計算過程	
第1計算期（平成22年9月27日から平成22年12月24日まで）	
計算期末における分配対象金額4,007,066円（1万口当たり146.84円）のうち、1,637,163円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。	
項目	
費用控除後の配当等収益額	A 3,118,468円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等 損益額	B
収益調整金額	C 888,598円
分配準備積立金額	D
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 4,007,066円
当ファンドの期末残存口数	F 272,860,607口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 146.84円
1万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 1,637,163円

第1 特定期間
自 平成22年 9 月27日
至 平成23年 3 月24日

第2 計算期（平成22年12月25日から平成23年 1 月24日まで）

計算期末における分配対象金額5,145,758円（1万口当たり128.88円）のうち、2,395,294円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 1,311,158円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等 損益額	B
収益調整金額	C 2,025,862円
分配準備積立金額	D 1,808,738円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 5,145,758円
当ファンドの期末残存口数	F 399,215,759口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 128.88円
1万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 2,395,294円

第1 特定期間
自 平成22年9月27日
至 平成23年3月24日

第3 計算期（平成23年1月25日から平成23年2月24日まで）

計算期末における分配対象金額7,988,925円（1万口当たり167.14円）のうち、2,867,640円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 3,809,227円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等 損益額	B 414,921円
収益調整金額	C 2,294,513円
分配準備積立金額	D 1,470,264円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 7,988,925円
当ファンドの期末残存口数	F 477,940,066口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 167.14円
1万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 2,867,640円

第1 特定期間
自 平成22年 9 月27日
至 平成23年 3 月24日

第4 計算期（平成23年 2 月25日から平成23年 3 月24日まで）

計算期末における分配対象金額9,786,409円（1万口当たり190.34円）のうち、3,084,648円（1万口当たり60.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 4,054,553円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C 2,099,350円
分配準備積立金額	D 3,632,506円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 9,786,409円
当ファンドの期末残存口数	F 514,108,155口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 190.34円
1万口当たりの分配額	H 60.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 3,084,648円

（金融商品に関する注記）

第1 特定期間
自 平成22年9月27日
至 平成23年3月24日

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）2 有価証券関係」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「（2）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

(2) 時価の算定方法

投資信託受益証券、親投資信託受益証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の増減

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日	
期首元本額	121,637,566円
期中追加設定元本額	397,984,619円
期中一部解約元本額	5,514,030円

2 有価証券関係

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日	
売買目的有価証券	
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	10,304,703
親投資信託受益証券	12
合計	10,304,691

3 デリバティブ取引関係

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成23年3月24日現在

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
投資信託 受益証券	US High Yield Bond Fund USD	510,133,785	489,626,406	
	投資信託受益証券 合計	510,133,785	489,626,406	
親投資信託 受益証券	マネー・プール マザーファンド	119,857	120,060	
	親投資信託受益証券 合計	119,857	120,060	
合計			489,746,466	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 豪ドルコース(毎月決算型)

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間(平成22年9月27日から平成23年3月24日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）】
 （１）【貸借対照表】

（単位：円）

第 1 特定期間末 (平成23年 3 月24日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	537,834,071
投資信託受益証券	14,188,534,928
親投資信託受益証券	770,385
未収入金	30,000,000
未収利息	1,190
流動資産合計	14,757,140,574
資産合計	14,757,140,574
負債の部	
流動負債	
未払金	90,000,000
未払収益分配金	155,086,987
未払解約金	34,079,361
未払受託者報酬	326,284
未払委託者報酬	10,332,294
その他未払費用	43,495
流動負債合計	289,868,421
負債合計	289,868,421
純資産の部	
元本等	
元本	14,098,817,027
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	368,455,126
（分配準備積立金）	418,669,064
元本等合計	14,467,272,153
純資産合計	14,467,272,153
負債純資産合計	14,757,140,574

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第 1 特定期間
	自 平成22年 9 月27日
	至 平成23年 3 月24日
営業収益	
配当株式	554,998,031
受取利息	147,687
有価証券売買等損益	311,462,718
営業収益合計	243,683,000
営業費用	
受託者報酬	832,023
委託者報酬	26,347,315
その他費用	110,965
営業費用合計	27,290,303
営業利益	216,392,697
経常利益	216,392,697
当期純利益	216,392,697
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,845,930
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	547,855,578
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	547,855,578
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,285,650
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,285,650
分配金	381,661,569
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	368,455,126

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1 特定期間 自 平成22年 9月27日 至 平成23年 3月24日
1 . 運用資産の評価基準及び評価方法 2 . 費用・収益の計上基準 3 . その他	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (1) 配当株式の計上基準 配当株式は、原則として配当落ち日において、その数量に相当する発行 価額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 当ファンドの特定期間は、平成22年 9月27日（設定日）から平成23年 3月 24日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1 特定期間末 (平成23年3月24日現在)	
1. 特定期間の末日における受益権の総数	14,098,817,027口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.0261円
(1万口当たりの純資産額)	10,261円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1 特定期間 自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	
分配金の計算過程	
第1 計算期（平成22年9月27日から平成22年12月24日まで）	
計算期末における分配対象金額177,490,080円（1万口当たり513.09円）のうち、38,050,214円（1万口当たり110.00円）を分配金額としております。	
項目	
費用控除後の配当等収益額	A 59,272,451円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等 損益額	B 67,565,106円
収益調整金額	C 50,652,523円
分配準備積立金額	D
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 177,490,080円
当ファンドの期末残存口数	F 3,459,110,413口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 513.09円
1万口当たりの分配額	H 110.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 38,050,214円

第1 特定期間
自 平成22年9月27日
至 平成23年3月24日

第2 計算期（平成22年12月25日から平成23年1月24日まで）

計算期末における分配対象金額415,620,730円（1万口当たり729.58円）のうち、62,661,987円（1万口当たり110.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 131,400,003円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C 183,790,999円
分配準備積立金額	D 100,429,728円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 415,620,730円
当ファンドの期末残存口数	F 5,696,544,274口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 729.58円
1万口当たりの分配額	H 110.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 62,661,987円

第1 特定期間
自 平成22年9月27日
至 平成23年3月24日

第3 計算期(平成23年1月25日から平成23年2月24日まで)

計算期末における分配対象金額808,973,358円(1万口当たり707.00円)のうち、125,862,381円(1万口当たり110.00円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 70,682,116円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C 545,718,691円
分配準備積立金額	D 192,572,551円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 808,973,358円
当ファンドの期末残存口数	F 11,442,034,691口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 707.00円
1万口当たりの分配額	H 110.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 125,862,381円

第1 特定期間
自 平成22年9月27日
至 平成23年3月24日

第4 計算期（平成23年2月25日から平成23年3月24日まで）

計算期末における分配対象金額1,141,919,127円（1万口当たり809.93円）のうち、155,086,987円（1万口当たり110.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 268,445,111円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C 655,575,742円
分配準備積立金額	D 217,898,274円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 1,141,919,127円
当ファンドの期末残存口数	F 14,098,817,027口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 809.93円
1万口当たりの分配額	H 110.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 155,086,987円

（金融商品に関する注記）

第1 特定期間
自 平成22年9月27日
至 平成23年3月24日

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）2 有価証券関係」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「（2）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。

(2) 時価の算定方法

投資信託受益証券、親投資信託受益証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の増減

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日	
期首元本額	770,905,156円
期中追加設定元本額	13,630,049,438円
期中一部解約元本額	302,137,567円

2 有価証券関係

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日	
売買目的有価証券	
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	99,138,962
親投資信託受益証券	77
合計	99,138,885

3 デリバティブ取引関係

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成23年3月24日現在

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
投資信託 受益証券	US High Yield Bond Fund AUD	14,579,259,072	14,188,534,928	
	投資信託受益証券 合計	14,579,259,072	14,188,534,928	
親投資信託 受益証券	マネー・プール マザーファンド	769,078	770,385	
	親投資信託受益証券 合計	769,078	770,385	
合計			14,189,305,313	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) ブラジル・リアルコース(毎月決算型)

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間(平成22年9月27日から平成23年3月24日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

		第1 特定期間末 (平成23年3月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		3,148,056,311
投資信託受益証券		63,030,086,164
親投資信託受益証券		17,148,560
未収利息		6,968
流動資産合計		66,195,298,003
資産合計		66,195,298,003
負債の部		
流動負債		
未払金		750,000,000
未払収益分配金		901,489,825
未払解約金		228,131,913
未払受託者報酬		1,428,952
未払委託者報酬		45,250,156
その他未払費用		190,516
流動負債合計		1,926,491,362
負債合計		1,926,491,362
純資産の部		
元本等		
元本		64,392,130,372
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		123,323,731
（分配準備積立金）		1,057,678,318
元本等合計		64,268,806,641
純資産合計		64,268,806,641
負債純資産合計		66,195,298,003

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第 1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
営業収益	
配当株式	2,956,811,158
受取利息	765,170
有価証券売買等損益	1,317,716,434
営業収益合計	1,639,859,894
営業費用	
受託者報酬	5,166,458
委託者報酬	163,604,443
その他費用	690,774
営業費用合計	169,461,675
営業利益	1,470,398,219
経常利益	1,470,398,219
当期純利益	1,470,398,219
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	20,634,219
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	922,144,039
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	922,144,039
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,594,133
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	21,594,133
分配金	2,473,637,637
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	123,323,731

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
1 . 運用資産の評価基準及び評価方法 2 . 費用・収益の計上基準 3 . その他	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (1) 配当株式の計上基準 配当株式は、原則として配当落ち日において、その数量に相当する発行 価額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 当ファンドの特定期間は、平成22年 9 月27日（設定日）から平成23年 3 月 24日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1 特定期間末 (平成23年3月24日現在)	
1. 特定期間の末日における受益権の総数	64,392,130,372口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	123,323,731円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	0.9981円
(1万口当たりの純資産額)	9,981円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1 特定期間 自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	
分配金の計算過程	
第1計算期（平成22年9月27日から平成22年12月24日まで）	
計算期末における分配対象金額997,614,191円（1万口当たり357.01円）のうち、391,204,079円（1万口当たり140.00円）を分配金額としております。	
項目	
費用控除後の配当等収益額	A 833,388,861円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等 損益額	B
収益調整金額	C 164,225,330円
分配準備積立金額	D
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 997,614,191円
当ファンドの期末残存口数	F 27,943,148,564口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 357.01円
1万口当たりの分配額	H 140.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 391,204,079円

第1 特定期間
自 平成22年9月27日
至 平成23年3月24日

第2 計算期(平成22年12月25日から平成23年1月24日まで)

計算期末における分配対象金額1,426,497,296円(1万口当たり426.96円)のうち、467,731,596円(1万口当たり140.00円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 619,997,643円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C 312,329,285円
分配準備積立金額	D 494,170,368円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 1,426,497,296円
当ファンドの期末残存口数	F 33,409,399,748口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 426.96円
1万口当たりの分配額	H 140.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 467,731,596円

第1 特定期間
自 平成22年 9 月27日
至 平成23年 3 月24日

第3 計算期（平成23年 1 月25日から平成23年 2 月24日まで）

計算期末における分配対象金額2,173,199,086円（1万口当たり426.57円）のうち、713,212,137円（1万口当たり140.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 553,994,850円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C 896,895,595円
分配準備積立金額	D 722,308,641円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 2,173,199,086円
当ファンドの期末残存口数	F 50,943,724,141口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 426.57円
1万口当たりの分配額	H 140.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 713,212,137円

第1 特定期間
自 平成22年9月27日
至 平成23年3月24日

第4 計算期（平成23年2月25日から平成23年3月24日まで）

計算期末における分配対象金額2,721,609,218円（1万口当たり422.65円）のうち、901,489,825円（1万口当たり140.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 753,745,995円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C 1,116,597,792円
分配準備積立金額	D 851,265,431円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 2,721,609,218円
当ファンドの期末残存口数	F 64,392,130,372口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 422.65円
1万口当たりの分配額	H 140.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 901,489,825円

（金融商品に関する注記）

第1 特定期間
自 平成22年 9月27日
至 平成23年 3月24日

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）2 有価証券関係」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「（2）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

(2) 時価の算定方法

投資信託受益証券、親投資信託受益証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の増減

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日	
期首元本額	17,144,149,907円
期中追加設定元本額	49,287,315,445円
期中一部解約元本額	2,039,334,980円

2 有価証券関係

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日	
売買目的有価証券	
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,281,685,308
親投資信託受益証券	1,712
合計	1,281,683,596

3 デリバティブ取引関係

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成23年3月24日現在

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
投資信託 受益証券	US High Yield Bond Fund BRL	65,026,396,538	63,030,086,164	
	投資信託受益証券 合計	65,026,396,538	63,030,086,164	
親投資信託 受益証券	マネー・プール マザーファンド	17,119,457	17,148,560	
	親投資信託受益証券 合計	17,119,457	17,148,560	
合計			63,047,234,724	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 中国元コース(毎月決算型)

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間(平成22年9月27日から平成23年3月24日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1 特定期間末
(平成23年3月24日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,156,268
投資信託受益証券	33,340,811
親投資信託受益証券	20,010
未収利息	4
流動資産合計	35,517,093
資産合計	35,517,093
負債の部	
流動負債	
未払金	1,000,000
未払収益分配金	104,091
未払受託者報酬	799
未払委託者報酬	25,218
その他未払費用	92
流動負債合計	1,130,200
負債合計	1,130,200
純資産の部	
元本等	
元本	34,697,036
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（　）	310,143
（分配準備積立金）	1,029,948
元本等合計	34,386,893
純資産合計	34,386,893
負債純資産合計	35,517,093

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1特定期間 自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日
営業収益	
配当株式	1,537,994
受取利息	463
有価証券売買等損益	1,197,173
営業収益合計	341,284
営業費用	
受託者報酬	4,568
委託者報酬	144,888
その他費用	543
営業費用合計	149,999
営業利益	191,285
経常利益	191,285
当期純利益	191,285
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,142
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	110,998
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,446
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	108,552
分配金	391,572
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	310,143

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
1 . 運用資産の評価基準及び評価方法 2 . 費用・収益の計上基準 3 . その他	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (1) 配当株式の計上基準 配当株式は、原則として配当落ち日において、その数量に相当する発行 価額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 当ファンドの特定期間は、平成22年 9 月27日（設定日）から平成23年 3 月 24日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1 特定期間末 (平成23年3月24日現在)	
1. 特定期間の末日における受益権の総数	34,697,036口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	310,143円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	0.9911円
(1万口当たりの純資産額)	9,911円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1 特定期間 自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	
分配金の計算過程	
第1計算期（平成22年9月27日から平成22年12月24日まで）	
計算期末における分配対象金額441,353円（1万口当たり141.23円）のうち、93,743円（1万口当たり30.00円）を分配金額としております。	
項目	
費用控除後の配当等収益額	A 389,562円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等 損益額	B
収益調整金額	C 51,791円
分配準備積立金額	D
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 441,353円
当ファンドの期末残存口数	F 31,247,898口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 141.23円
1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 93,743円

第1 特定期間
自 平成22年9月27日
至 平成23年3月24日

第2 計算期（平成22年12月25日から平成23年1月24日まで）

計算期末における分配対象金額656,510円（1万口当たり207.07円）のうち、95,106円（1万口当たり30.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 302,029円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等 損益額	B
収益調整金額	C 49,288円
分配準備積立金額	D 305,193円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 656,510円
当ファンドの期末残存口数	F 31,702,124口
1万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 207.07円
1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 95,106円

第1 特定期間
自 平成22年9月27日
至 平成23年3月24日

第3 計算期（平成23年1月25日から平成23年2月24日まで）

計算期末における分配対象金額1,003,951円（1万口当たり305.35円）のうち、98,632円（1万口当たり30.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 401,902円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C 91,734円
分配準備積立金額	D 510,315円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 1,003,951円
当ファンドの期末残存口数	F 32,877,653口
1万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 305.35円
1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 98,632円

第1 特定期間
自 平成22年9月27日
至 平成23年3月24日

第4 計算期（平成23年2月25日から平成23年3月24日まで）

計算期末における分配対象金額1,275,882円（1万口当たり367.71円）のうち、104,091円（1万口当たり30.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 303,651円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C 148,783円
分配準備積立金額	D 823,448円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 1,275,882円
当ファンドの期末残存口数	F 34,697,036口
1万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 367.71円
1万口当たりの分配額	H 30.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 104,091円

（金融商品に関する注記）

第1 特定期間
自 平成22年9月27日
至 平成23年3月24日

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）2 有価証券関係」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「（2）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。

(2) 時価の算定方法

投資信託受益証券、親投資信託受益証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の増減

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日	
期首元本額	23,693,876円
期中追加設定元本額	11,512,929円
期中一部解約元本額	509,769円

2 有価証券関係

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日	
売買目的有価証券	
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	910,789
親投資信託受益証券	2
合計	910,787

3 デリバティブ取引関係

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成23年3月24日現在

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
投資信託 受益証券	US High Yield Bond Fund CNY	34,835,243	33,340,811	
	投資信託受益証券 合計	34,835,243	33,340,811	
親投資信託 受益証券	マネー・プール マザーファンド	19,977	20,010	
	親投資信託受益証券 合計	19,977	20,010	
合計			33,360,821	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) インドネシア・ルピアコース(毎月決算型)

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間(平成22年9月27日から平成23年3月24日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第 1 特定期間末 (平成23年 3 月24日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	111,901,683
投資信託受益証券	4,561,698,085
親投資信託受益証券	2,141,069
未収入金	40,000,000
未収利息	247
流動資産合計	4,715,741,084
資産合計	4,715,741,084
負債の部	
流動負債	
未払金	10,000,000
未払収益分配金	47,032,616
未払解約金	3,018,751
未払受託者報酬	112,832
未払委託者報酬	3,572,975
その他未払費用	15,035
流動負債合計	63,752,209
負債合計	63,752,209
純資産の部	
元本等	
元本	4,703,261,683
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	51,272,808
（分配準備積立金）	97,966,045
元本等合計	4,651,988,875
純資産合計	4,651,988,875
負債純資産合計	4,715,741,084

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1特定期間 自平成22年9月27日 至平成23年3月24日
営業収益	
配当株式	267,313,788
受取利息	70,586
有価証券売買等損益	78,614,634
営業収益合計	188,769,740
営業費用	
受託者報酬	605,935
委託者報酬	19,187,873
その他費用	80,977
営業費用合計	19,874,785
営業利益	168,894,955
経常利益	168,894,955
当期純利益	168,894,955
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	5,538,309
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,361,524
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,361,524
剰余金減少額又は欠損金増加額	37,892,916
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	37,892,916
分配金	182,098,062
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	51,272,808

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 1 特定期間 自 平成22年 9月27日 至 平成23年 3月24日
1 . 運用資産の評価基準及び評価方法 2 . 費用・収益の計上基準 3 . その他	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (1) 配当株式の計上基準 配当株式は、原則として配当落ち日において、その数量に相当する発行 価額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 当ファンドの特定期間は、平成22年 9月27日（設定日）から平成23年 3月 24日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1 特定期間末 (平成23年3月24日現在)	
1. 特定期間の末日における受益権の総数	4,703,261,683口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額	
元本の欠損	51,272,808円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	0.9891円
(1万口当たりの純資産額)	9,891円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1 特定期間 自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	
分配金の計算過程	
第1計算期（平成22年9月27日から平成22年12月24日まで）	
計算期末における分配対象金額84,475,581円（1万口当たり193.71円）のうち、43,607,064円（1万口当たり100.00円）を分配金額としております。	
項目	
費用控除後の配当等収益額	A 70,979,549円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等 損益額	B
収益調整金額	C 13,496,032円
分配準備積立金額	D
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 84,475,581円
当ファンドの期末残存口数	F 4,360,706,414口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 193.71円
1万口当たりの分配額	H 100.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 43,607,064円

第1 特定期間
自 平成22年9月27日
至 平成23年3月24日

第2 計算期（平成22年12月25日から平成23年1月24日まで）

計算期末における分配対象金額83,075,144円（1万口当たり185.88円）のうち、44,687,800円（1万口当たり100.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 40,530,384円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C 9,643,105円
分配準備積立金額	D 32,901,655円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 83,075,144円
当ファンドの期末残存口数	F 4,468,780,099口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 185.88円
1万口当たりの分配額	H 100.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 44,687,800円

第1 特定期間
自 平成22年 9月27日
至 平成23年 3月24日

第3 計算期（平成23年 1月25日から平成23年 2月24日まで）

計算期末における分配対象金額104,567,628円（1万口当たり223.56円）のうち、46,770,582円（1万口当たり100.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 44,588,511円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等 損益額	B 17,475,948円
収益調整金額	C 10,305,316円
分配準備積立金額	D 32,197,853円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 104,567,628円
当ファンドの期末残存口数	F 4,677,058,206口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 223.56円
1万口当たりの分配額	H 100.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 46,770,582円

第1 特定期間
自 平成22年9月27日
至 平成23年3月24日

第4 計算期(平成23年2月25日から平成23年3月24日まで)

計算期末における分配対象金額150,601,737円(1万口当たり320.19円)のうち、47,032,616円(1万口当たり100.00円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 91,958,728円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C 7,954,707円
分配準備積立金額	D 50,688,302円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$ 150,601,737円
当ファンドの期末残存口数	F 4,703,261,683口
1万口当たりの収益分配対象額	$G = 10,000 \times E / F$ 320.19円
1万口当たりの分配額	H 100.00円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$ 47,032,616円

（金融商品に関する注記）

第1 特定期間
自 平成22年 9月27日
至 平成23年 3月24日

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）2 有価証券関係」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「（2）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

(2) 時価の算定方法

投資信託受益証券、親投資信託受益証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の増減

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日	
期首元本額	2,146,206,100円
期中追加設定元本額	2,791,790,162円
期中一部解約元本額	234,734,579円

2 有価証券関係

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日	
売買目的有価証券	
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	55,595,990
親投資信託受益証券	214
合計	55,595,776

3 デリバティブ取引関係

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成23年3月24日現在

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
投資信託 受益証券	US High Yield Bond Fund IDR	4,711,524,567	4,561,698,085	
	投資信託受益証券 合計	4,711,524,567	4,561,698,085	
親投資信託 受益証券	マネー・プール マザーファンド	2,137,436	2,141,069	
	親投資信託受益証券 合計	2,137,436	2,141,069	
合計			4,563,839,154	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 資源国通貨バスケットコース(毎月決算型)

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間(平成22年9月27日から平成23年3月24日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）資源国通貨バスケットコース（毎月決算型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第 1 特定期間末 (平成23年 3 月24日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	330,170,716
投資信託受益証券	8,733,616,691
親投資信託受益証券	1,760,879
未収入金	10,000,000
未収利息	730
流動資産合計	9,075,549,016
資産合計	9,075,549,016
負債の部	
流動負債	
未払金	50,000,000
未払収益分配金	106,363,625
未払解約金	6,420,132
未払受託者報酬	206,271
未払委託者報酬	6,531,851
その他未払費用	27,494
流動負債合計	169,549,373
負債合計	169,549,373
純資産の部	
元本等	
元本	8,863,635,470
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	42,364,173
（分配準備積立金）	267,864,441
元本等合計	8,905,999,643
純資産合計	8,905,999,643
負債純資産合計	9,075,549,016

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第 1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
営業収益	
配当株式	463,319,636
受取利息	107,441
有価証券売買等損益	192,702,066
営業収益合計	270,725,011
営業費用	
受託者報酬	763,557
委託者報酬	24,179,287
その他費用	101,955
営業費用合計	25,044,799
営業利益	245,680,212
経常利益	245,680,212
当期純利益	245,680,212
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	483,101
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	122,065,746
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	122,065,746
剰余金減少額又は欠損金増加額	898,403
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	898,403
分配金	324,000,281
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	42,364,173

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1 特定期間 自 平成22年 9月27日 至 平成23年 3月24日
1 . 運用資産の評価基準及び評価方法 2 . 費用・収益の計上基準 3 . その他	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (1) 配当株式の計上基準 配当株式は、原則として配当落ち日において、その数量に相当する発行 価額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 当ファンドの特定期間は、平成22年 9月27日（設定日）から平成23年 3月 24日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第1 特定期間末 (平成23年3月24日現在)	
1. 特定期間の末日における受益権の総数	8,863,635,470口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.0048円
(1万口当たりの純資産額)	10,048円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1 特定期間 自 平成22年9月27日 至 平成23年3月24日	
分配金の計算過程	
第1 計算期（平成22年9月27日から平成22年12月24日まで）	
計算期末における分配対象金額190,029,460円（1万口当たり437.99円）のうち、52,061,976円（1万口当たり120.00円）を分配金額としております。	
項目	
費用控除後の配当等収益額	A 108,219,139円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等 損益額	B 38,080,629円
収益調整金額	C 43,729,692円
分配準備積立金額	D
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 190,029,460円
当ファンドの期末残存口数	F 4,338,498,042口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 437.99円
1万口当たりの分配額	H 120.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 52,061,976円

第1 特定期間
自 平成22年9月27日
至 平成23年3月24日

第2 計算期（平成22年12月25日から平成23年1月24日まで）

計算期末における分配対象金額378,626,308円（1万口当たり653.87円）のうち、69,484,092円（1万口当たり120.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 162,872,722円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C 108,500,963円
分配準備積立金額	D 107,252,623円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 378,626,308円
当ファンドの期末残存口数	F 5,790,341,055口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 653.87円
1万口当たりの分配額	H 120.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 69,484,092円

第1 特定期間
自 平成22年9月27日
至 平成23年3月24日

第3 計算期(平成23年1月25日から平成23年2月24日まで)

計算期末における分配対象金額505,790,226円(1万口当たり631.62円)のうち、96,090,588円(1万口当たり120.00円)を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 66,727,385円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C 221,702,744円
分配準備積立金額	D 217,360,097円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 505,790,226円
当ファンドの期末残存口数	F 8,007,549,001口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 631.62円
1万口当たりの分配額	H 120.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 96,090,588円

第1 特定期間
自 平成22年9月27日
至 平成23年3月24日

第4 計算期（平成23年2月25日から平成23年3月24日まで）

計算期末における分配対象金額567,384,259円（1万口当たり640.10円）のうち、106,363,625円（1万口当たり120.00円）を分配金額としております。

項目	
費用控除後の配当等収益額	A 104,928,244円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C 235,701,643円
分配準備積立金額	D 226,754,372円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 567,384,259円
当ファンドの期末残存口数	F 8,863,635,470口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 640.10円
1万口当たりの分配額	H 120.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 106,363,625円

（金融商品に関する注記）

第1 特定期間
自 平成22年9月27日
至 平成23年3月24日

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）2 有価証券関係」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「（2）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

(2) 時価の算定方法

投資信託受益証券、親投資信託受益証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の増減

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日	
期首元本額	1,768,725,664円
期中追加設定元本額	7,144,512,825円
期中一部解約元本額	49,603,019円

2 有価証券関係

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日	
売買目的有価証券	
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	91,894,498
親投資信託受益証券	176
合計	91,894,322

3 デリバティブ取引関係

第1 特定期間 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成23年3月24日現在

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
投資信託 受益証券	US High Yield Bond Fund RCB	9,098,465,144	8,733,616,691	
	投資信託受益証券 合計	9,098,465,144	8,733,616,691	
親投資信託 受益証券	マネー・プール マザーファンド	1,757,891	1,760,879	
	親投資信託受益証券 合計	1,757,891	1,760,879	
合計			8,735,377,570	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) マネー・プール・ファンド (年2回決算型)

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成22年9月27日から平成23年3月24日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年2回決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

		第1期
		(平成23年3月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		186,908
親投資信託受益証券		9,145,930
流動資産合計		9,332,838
資産合計		9,332,838
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		4
未払委託者報酬		62
その他未払費用		120
流動負債合計		186
負債合計		186
純資産の部		
元本等		
元本		9,330,682
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,970
（分配準備積立金）		765
元本等合計		9,332,652
純資産合計		9,332,652
負債純資産合計		9,332,838

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 1 期
	自 平成22年 9 月27日
	至 平成23年 3 月24日
営業収益	
有価証券売買等損益	490
営業収益合計	490
営業費用	
受託者報酬	4
委託者報酬	62
その他費用	120
営業費用合計	186
営業利益	304
経常利益	304
当期純利益	304
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,666
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,666
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,970

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期	
	自 平成22年 9月27日	至 平成23年 3月24日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	
3. その他	当ファンドの計算期間は、平成22年 9月27日（設定日）から平成23年 3月24日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

第1期 (平成23年 3月24日現在)	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	9,330,682口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.0002円
(1万口当たりの純資産額)	10,002円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期	
自 平成22年 9月27日	
至 平成23年 3月24日	
分配金の計算過程	
該当事項はありません。	

（金融商品に関する注記）

第 1 期
自 平成22年 9 月27日
至 平成23年 3 月24日

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）2 有価証券関係」に記載しております。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「（2）金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

信用リスクの管理

信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

(2) 時価の算定方法

親投資信託受益証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 1 期 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第 1 期 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 元本の増減

第 1 期 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日	
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	8,330,682円
期中一部解約元本額	

2 有価証券関係

第 1 期 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日	
売買目的有価証券	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	587
合計	587

3 デリバティブ取引関係

第 1 期 自 平成22年 9 月27日 至 平成23年 3 月24日
該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成23年 3 月24日現在

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	マネー・プール マザーファンド	9,130,409	9,145,930	
合計		9,130,409	9,145,930	

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）」、「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）」、「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）」、「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）」、「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）」、「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）」、「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）資源国通貨バスケットコース（毎月決算型）」および「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年2回決算型）」は「マネー・プール マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

1. 「マネー・プール マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	(平成23年3月24日現在)	
	金額(円)	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	293,698,351	
現先取引勘定	319,745,760	
未収利息	650	
流動資産 合計	613,444,761	
資産合計	613,444,761	
負債の部		
流動負債		
未払解約金	87,421,898	
流動負債 合計	87,421,898	
負債合計	87,421,898	
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	525,149,174	
剰余金		
剰余金又は欠損金()	873,689	
純資産合計	526,022,863	
負債・純資産合計	613,444,761	

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成22年 9月27日 至 平成23年 3月24日
費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(金融商品に関する注記)

自 平成22年 9月27日 至 平成23年 3月24日	
1. 金融商品の状況に関する事項	
(1) 金融商品に対する取組方針	当親投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」（に基づいて定められた投資ガイドライン及び運用計画）に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門から独立した部門が、信託財産の運用に係る法令、信託約款等の遵守状況や、「(2) 金融商品の内容およびその金融商品に係るリスク」に記載したリスクについてのモニタリングを行い、その結果に基づき経営陣・運用部門その他関連部署へ報告を行っております。
市場リスクの管理	市場リスクに関しては、ファンドの運用方針等を踏まえ、組入資産が保有するリスクを把握・分析することにより、リスク管理を行っております。
信用リスクの管理	信用リスクに関しては、クレジット市場の動向及び組入資産の発行体信用状況の変化等をモニタリングすることにより、リスク管理を行っております。
流動性リスクの管理	流動性リスクに関しては、市場規模及び商品流動性の状況等について、把握・分析することにより、リスク管理を行っております。
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
2. 金融商品の時価等に関する事項	
(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
(2) 時価の算定方法	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

自 平成22年 9 月27日
至 平成23年 3 月24日

該当事項はありません。

（その他の注記）

（平成23年3月24日現在）

1. 元本の増減	
期首（平成22年9月27日）元本額	510,556,359円
期首から平成23年3月24日までの	
追加設定元本額	1,505,359,118円
一部解約元本額	1,490,766,303円
平成23年3月24日現在の元本額	525,149,174円
2. 平成23年3月24日における元本の内訳（*）	
ベビーファンド	元本
日本株 2.5ブルベア・オープン（マネー・プール・ファンド）	314,844,802円
新興国公社債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	8,800,000円
新興国公社債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）	200,000円
新興国公社債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）	2,900,000円
新興国公社債オープン（通貨選択型）南アフリカ・ランドコース（毎月決算型）	900,000円
新興国公社債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）	31,200,000円
新興国公社債オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年2回決算型）	40,394,765円
世界投資適格債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	7,454,782円
世界投資適格債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）	49,966円
世界投資適格債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）	2,578,196円
世界投資適格債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）	14,549,816円
世界投資適格債オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）	2,818,028円
世界投資適格債オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）	14,409,914円
世界投資適格債オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年2回決算型）	21,784,588円
新興国公社債オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）	19,989円
マネー・プール・ファンド	26,875,400円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）	4,314,823円
米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）	119,857円

米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 豪ドルコース(毎月決算型)	769,078円
米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) ブラジル・リアルコース(毎月決算型)	17,119,457円
米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 中国元コース(毎月決算型)	19,977円
米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) インドネシア・ルピアコース(毎月決算型)	2,137,436円
米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 資源国通貨バスケットコース(毎月決算型)	1,757,891円
米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) マネー・プール・ファンド(年2回決算型)	9,130,409円

3. 平成23年3月24日における1単位当たりの純資産の額

1口当たりの純資産額	1.0017円
(1万口当たりの純資産額)	10,017円)

(*) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）

【純資産額計算書】

（平成23年4月28日現在）

資産総額	12,794,397,744円
負債総額	494,198,321円
純資産総額（ - ）	12,300,199,423円
発行済数量	12,114,682,754口
1単位（1万口）当たり純資産額（ / ）	10,153円

（参考）マネー・プール マザーファンド 純資産額計算書

（平成23年4月28日現在）

資産総額	671,688,580円
負債総額	4,387,450円
純資産総額（ - ）	667,301,130円
発行済数量	666,133,611口
1単位（1万口）当たり純資産額（ / ）	10,018円

米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）

純資産額計算書

（平成23年4月28日現在）

資産総額	712,363,194円
負債総額	46,661,466円
純資産総額（ - ）	665,701,728円
発行済数量	670,698,097口
1単位（1万口）当たり純資産額（ / ）	9,926円

（参考）マネー・プール マザーファンド 純資産額計算書

前記「米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）」の記載と同じ。

米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 豪ドルコース(毎月決算型)

純資産額計算書

(平成23年4月28日現在)

資産総額	19,800,392,096円
負債総額	1,141,814,405円
純資産総額(-)	18,658,577,691円
発行済数量	16,708,171,248口
1単位(1万口)当たり純資産額(/)	11,167円

(参考) マネー・プール マザーファンド 純資産額計算書

前記「米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) ブラジル・リアルコース(毎月決算型)

純資産額計算書

(平成23年4月28日現在)

資産総額	98,191,698,725円
負債総額	5,971,112,917円
純資産総額(-)	92,220,585,808円
発行済数量	86,076,607,256口
1単位(1万口)当たり純資産額(/)	10,714円

(参考) マネー・プール マザーファンド 純資産額計算書

前記「米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 中国元コース(毎月決算型)

純資産額計算書

(平成23年4月28日現在)

資産総額	37,437,690円
負債総額	3,157円
純資産総額(-)	37,434,533円
発行済数量	36,905,590口
1単位(1万口)当たり純資産額(/)	10,143円

(参考) マネー・プール マザーファンド 純資産額計算書

前記「米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) インドネシア・ルピアコース(毎月決算型)

純資産額計算書

(平成23年4月28日現在)

資産総額	4,274,432,927円
負債総額	156,988,724円
純資産総額(-)	4,117,444,203円
発行済数量	4,057,960,743口
1単位(1万口)当たり純資産額(/)	10,147円

(参考) マネー・プール マザーファンド 純資産額計算書

前記「米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 資源国通貨バスケットコース(毎月決算型)

純資産額計算書

(平成23年4月28日現在)

資産総額	12,129,981,799円
負債総額	489,367,204円
純資産総額(-)	11,640,614,595円
発行済数量	10,755,349,819口
1単位(1万口)当たり純資産額(/)	10,823円

(参考) マネー・プール マザーファンド 純資産額計算書

前記「米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) マネー・プール・ファンド (年2回決算型)

純資産額計算書

(平成23年4月28日現在)

資産総額	109,959,714円
負債総額	1,789円
純資産総額(-)	109,957,925円
発行済数量	109,926,176口
1単位(1万口)当たり純資産額(/)	10,003円

(参考) マネー・プール マザーファンド 純資産額計算書

前記「米国ハイ・イールド債オープン(通貨選択型) 円コース(毎月決算型)」の記載と同じ。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

2 受益者等名簿

該当事項はありません。

3 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

(注) ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めた場合またはやむをえない事情があると判断した場合は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者（とします。）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成23年4月末現在：26億8千万円

会社が発行する株式総数：50,000株

発行済株式総数：12,998株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

また、取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資環境検討会議にて経済環境や投資環境についての検討を行い、運用会議にてファンドの運用方針を決定し、ファンドマネージャーは運用方針に基づき運用計画を作成し、売買に関する指図を行います。

投資環境検討会議は、取締役社長、運用および調査関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月1回開催され、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について分析し検討を行います。

運用会議には株式運用会議、債券運用会議等があり、運用関連役職員で構成し、運用担当役員が議長となり、原則として月1回開催され、ファンドの運用方針を決定します。

ファンドマネージャーは運用会議に運用方針計画書を提出し承認された後、運用実施計画書を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。

上記のほか、運用部門から独立したリスク管理担当部署において、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年4月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下の通りです。

種類		本数（本）	純資産総額（百万円）	
公募	株式投資信託	単体型	1	3,110
		追加型	91	3,996,253
	公社債投資信託	単体型	0	0
		追加型	6	468,301
私募	証券投資信託	7	45,518	
合計		105	4,513,182	

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

第12期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則により作成し、第13期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）、第13期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表並びに第14期事業年度に係る中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第12期 (平成21年3月31日現在)		第13期 (平成22年3月31日現在)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金			157		-
預金			3,370,799		816,324
有価証券			20,052,953		31,757,438
前払費用			71,724		69,795
未収委託者報酬			2,865,114		2,947,209
未収収益			179,422		221,426
繰延税金資産			550,440		585,683
その他			23,555		32,502
流動資産計			27,114,167		36,430,379
固定資産					
有形固定資産			670,310		616,716
建物	1	292,070		257,347	
器具備品	1	188,275		167,467	
土地		186,000		186,000	
リース資産	1	3,964		5,901	
無形固定資産			1,451,880		1,433,864
ソフトウェア		1,451,257		1,433,384	
その他		622		480	
投資その他の資産			63,585,970		67,206,049
投資有価証券		62,551,697		66,415,786	
従業員貸付金		21,475		17,875	
長期差入保証金		491,464		528,414	
繰延税金資産		493,952		216,593	
その他		98,180		98,180	
貸倒引当金		70,800		70,800	
固定資産計			65,708,161		69,256,630
資産合計			92,822,328		105,687,010

		第12期 (平成21年3月31日現在)		第13期 (平成22年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			42,529		43,102
未払金			1,492,663		1,554,347
未払収益分配金		1,883		1,600	
未払償還金		58,768		46,425	
未払手数料		1,279,632		1,283,377	
その他未払金		152,378		222,944	
未払費用			682,942		761,573
未払法人税等			4,727,076		4,806,803
賞与引当金			429,386		508,616
役員賞与引当金			93,750		93,750
流動負債計			7,468,347		7,768,192
固定負債					
リース債務			4,163		6,196
時効後支払損引当金			63,808		59,837
退職給付引当金			851,291		785,195
役員退職慰労引当金			225,850		161,280
固定負債計			1,145,113		1,012,508
負債合計			8,613,461		8,780,701
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			2,680,000		2,680,000
資本剰余金			670,000		670,000
資本準備金		670,000		670,000	
利益剰余金			80,897,517		93,072,078
その他利益剰余金		80,897,517		93,072,078	
繰越利益剰余金		80,897,517		93,072,078	
自己株式			19,759		23,003
株主資本合計			84,227,757		96,399,075
評価・換算差額等					
その他有価証券評 価差額金			18,890		507,233
評価・換算差額等合計			18,890		507,233
純資産合計			84,208,867		96,906,308
負債・純資産合計			92,822,328		105,687,010

（ 2 ）【損益計算書】

		第12期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日		第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬			71,887,968		63,090,113
営業収益計			71,887,968		63,090,113
営業費用					
支払手数料			33,283,402		28,257,324
広告宣伝費			1,106,957		506,616
公告費			1,040		3,531
調査費			3,955,002		3,600,074
調査費		626,487		642,580	
委託調査費		3,328,514		2,957,494	
委託計算費			284,848		341,063
営業雑経費			1,489,857		1,023,110
通信費		175,714		150,540	
印刷費		1,256,186		811,227	
協会費		44,419		46,435	
諸会費		3,875		3,740	
諸経費		9,662		11,167	
営業費用計			40,121,108		33,731,720
一般管理費					
給料			3,430,661		3,479,543
役員報酬		210,850		204,563	
給与・手当		2,801,788		2,815,164	
賞与		418,022		459,815	
賞与引当金繰入			425,726		507,516
役員賞与引当金繰入			93,750		93,750
福利厚生費			436,541		452,421
交際費			59,436		45,535
旅費交通費			220,675		180,901
租税公課			170,463		159,889

		第12期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日		第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
不動産賃借料			556,293		576,182
退職給付費用			173,617		236,101
役員退職慰労引当金 繰入			81,270		73,090
固定資産減価償却費			507,178		570,244
諸経費			791,720		599,927
一般管理費計			6,947,335		6,975,105
営業利益			24,819,524		22,383,288
営業外収益					
受取配当金			4,918		4,287
有価証券利息			668,206		821,370
受取利息			4,209		1,372
時効成立分配金・償 還金			16,925		14,153
その他			8,487		20,296
営業外収益計			702,746		861,480
営業外費用					
時効後支払損引当金 繰入額			18,006		-
その他			4,912		3,663
営業外費用計			22,918		3,663
経常利益			25,499,352		23,241,104
特別損失					
投資有価証券売却損			-		3,800
投資有価証券評価減			608,420		-
特別損失計			608,420		3,800
税引前当期純利益			24,890,932		23,237,304
法人税、住民税 及び事業税			10,312,874		9,481,268
法人税等調整額			100,347		22,418
当期純利益			14,477,710		13,733,618

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第12期	第13期
	自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日	自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日
株主資本		
資本金		
前期末残高及び当期末残高	2,680,000	2,680,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高及び当期末残高	670,000	670,000
資本剰余金合計		
前期末残高及び当期末残高	670,000	670,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	67,719,164	80,897,517
当期変動額		
剰余金の配当	1,299,357	1,559,056
当期純利益	14,477,710	13,733,618
当期変動額合計	13,178,353	12,174,561
当期末残高	80,897,517	93,072,078
利益剰余金合計		
前期末残高	67,719,164	80,897,517
当期変動額		
剰余金の配当	1,299,357	1,559,056
当期純利益	14,477,710	13,733,618
当期変動額合計	13,178,353	12,174,561
当期末残高	80,897,517	93,072,078
自己株式		
前期末残高	11,534	19,759
当期変動額		
自己株式の取得	8,224	3,243
当期変動額合計	8,224	3,243
当期末残高	19,759	23,003

（単位：千円）

	第12期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日	第13期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
株主資本合計		
前期末残高	71,057,629	84,227,757
当期変動額		
剰余金の配当	1,299,357	1,559,056
当期純利益	14,477,710	13,733,618
自己株式の取得	8,224	3,243
当期変動額合計	13,170,128	12,171,318
当期末残高	84,227,757	96,399,075
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	5,868	18,890
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	24,759	526,123
当期変動額合計	24,759	526,123
当期末残高	18,890	507,233
評価・換算差額等合計		
前期末残高	5,868	18,890
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	24,759	526,123
当期変動額合計	24,759	526,123
当期末残高	18,890	507,233
純資産合計		
前期末残高	71,063,497	84,208,867
当期変動額		
剰余金の配当	1,299,357	1,559,056
当期純利益	14,477,710	13,733,618
自己株式の取得	8,224	3,243
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	24,759	526,123
当期変動額合計	13,145,369	12,697,441
当期末残高	84,208,867	96,906,308

[重要な会計方針]

<p style="text-align: center;">第12期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日</p>	<p style="text-align: center;">第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日</p>
<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定している） 時価のないもの 総平均法による原価法を採用しております。</p> <p>2．固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～50年 器具備品 3～15年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>3．引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 満期保有目的の債券 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>2．固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>3．引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

<p style="text-align: center;">第12期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日</p>	<p style="text-align: center;">第13期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日</p>
<p>(2) 賞与引当金</p> <p>従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金</p> <p>役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。退職一時金及び適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。なお、会計基準変更時差異については、適用初年度に一括償却しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金</p> <p>役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。</p> <p>(6) 時効後支払損引当金</p> <p>負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(4) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。</p> <p style="text-align: center;">（追加情報）</p> <p>当社では、平成21年 7 月 1 日付で退職給付制度の改定を行い、適格退職年金制度を確定給付企業年金制度（キャッシュバランスプラン）へ移行し、また退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。この移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準委員会 平成14年 1月31日 企業会計基準適用指針第 1 号）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 平成14年 3 月29日 実務対応報告第 2 号）を適用しております。本移行に伴う影響は軽微であります。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(6) 時効後支払損引当金</p> <p style="text-align: center;">同左</p>

<p style="text-align: center;">第12期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第13期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日</p>
<p>4. 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。</p>	<p>4. 消費税等の会計処理方法 同左</p>

[重要な会計方針の変更]

<p style="text-align: center;">第12期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第13期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日</p>
<p>1. リース取引に関する会計基準 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。この会計基準及び適用指針の適用に伴う影響は軽微であります。</p>	<p>1. 退職給付に関する会計基準 当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。この会計基準の適用に伴う影響はありません。</p>

[注記事項]

（貸借対照表関係）

第12期 （平成21年3月31日現在）	第13期 （平成22年3月31日現在）
1.有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 445,743千円 器具備品 435,598千円 リース資産 639千円	1.有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 485,468千円 器具備品 483,146千円 リース資産 2,868千円

（損益計算書関係）

第12期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	第13期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日

（株主資本等変動計算書関係）

・第12期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数 （単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

2.自己株式の種類及び株式数 （単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	4	1	-	6

（注）増加は端株の買取りによるものであります。

3.配当に関する事項

（1）配当金の支払額

（決議）	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通 株式	1,299百万円	100,000円	平成20年3月31日	平成20年6月27日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
 平成21年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

（決議）	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,559百万円	120,000円	平成21年3月31日	平成21年6月26日

．第13期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数 （単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998

2．自己株式の種類及び株式数 （単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式 普通株式	6	0	-	6

（注）増加は端株の買取りによるものであります。

3．配当に関する事項

（1）配当金の支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,559百万円	120,000円	平成21年3月31日	平成21年6月26日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
 平成22年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

（決議）	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,818百万円	140,000円	平成22年3月31日	平成22年6月29日

（リース取引関係）

第12期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第13期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日																										
<p>借主側</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。）</p> <p>1．リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">器具備品</td> </tr> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">9,297千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">7,054千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">2,243千円</td> </tr> </table> <p>2．未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">2,328千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,328千円</td> </tr> </table> <p>3．支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">4,587千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">4,349千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">149千円</td> </tr> </table> <p>4．減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>5．利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。</p>		器具備品	取得価額相当額	9,297千円	減価償却累計額相当額	7,054千円	期末残高相当額	2,243千円	1年内	2,328千円	1年超	- 千円	合計	2,328千円	支払リース料	4,587千円	減価償却費相当額	4,349千円	支払利息相当額	149千円	<p>借主側</p> <p>オペレーティング・リース取引</p> <p>1．オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">508,344千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,715,047千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,223,391千円</td> </tr> </table>	1年内	508,344千円	1年超	1,715,047千円	合計	2,223,391千円
	器具備品																										
取得価額相当額	9,297千円																										
減価償却累計額相当額	7,054千円																										
期末残高相当額	2,243千円																										
1年内	2,328千円																										
1年超	- 千円																										
合計	2,328千円																										
支払リース料	4,587千円																										
減価償却費相当額	4,349千円																										
支払利息相当額	149千円																										
1年内	508,344千円																										
1年超	1,715,047千円																										
合計	2,223,391千円																										

（金融商品関係）

第13期

自 平成21年4月1日

至 平成22年3月31日

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

有価証券及び投資有価証券は主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利リスク等の市場リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体等の財務状況を把握しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	45,184,694	45,593,563	408,868
その他有価証券	52,840,999	52,840,999	-
(2) 未収委託者報酬	2,947,209	2,947,209	-
資産計	100,972,904	101,381,772	408,868
(1) 未払手数料	1,283,377	1,283,377	-
(2) 未払法人税等	4,806,803	4,806,803	-
負債計	6,090,180	6,090,180	-

(注1)

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

(1) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(2) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	147,530

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

(注3)

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券			
(1) 国債	-	-	-
(2) 社債	8,000,000	11,700,000	-
(3) その他	15,290,000	10,056,000	-
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
(1) 国債	2,500,000	2,300,000	4,700,000
(2) 社債	5,000,000	13,327,200	8,100,000
(3) その他	838,000	3,974,000	6,850,000
未収委託者報酬	2,947,209	-	-
合計	34,575,209	41,357,200	19,650,000

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

. 第12期（平成21年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	社債	23,649,688	23,769,191	119,503
	その他	33,930,383	34,092,088	161,704
	小計	57,580,072	57,861,280	281,208
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	社債	1,005,954	1,002,171	3,782
	その他	3,304,990	3,301,588	3,401
	小計	4,310,944	4,303,760	7,183
合計		61,891,016	62,165,040	274,024

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

		取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	17,443	38,687	21,244
	債券	5,346,075	5,350,773	4,697
	その他	60,000	60,273	273
	小計	5,423,518	5,449,733	26,215
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	30,663	27,012	3,650
	債券	14,383,998	14,337,762	46,236
	その他	757,990	745,396	12,594
	小計	15,172,652	15,110,170	62,481
合計		20,596,170	20,559,904	36,266

(注) 取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のあるもののうち、当事業年度において608,420千円の減損処理を行っております。なお、決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

3. 当事業年度に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
200,438	12	-

4. 時価評価されていない有価証券(単位:千円)

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	153,730
合計	153,730

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内
国債	3,500,000	2,500,000
社債	4,800,000	31,718,000
その他	11,724,000	26,890,000
合計	20,024,000	61,108,000

・第13期（平成22年3月31日）

1．満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	社債	19,777,593	19,979,679	202,085
	その他	25,407,101	25,613,884	206,783
	小計	45,184,694	45,593,563	408,868
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		45,184,694	45,593,563	408,868

2．その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	68,254	29,506	38,747
	(2) 債券			
	国債	2,505,450	2,504,009	1,440
	社債	23,338,799	23,136,770	202,028
	その他	5,123,657	5,087,926	35,730
	(3) その他	4,152,453	3,681,873	470,580
	小計	35,188,614	34,440,086	748,528
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	12,936	18,600	5,664
	(2) 債券			
	国債	7,030,732	7,037,061	6,329
	社債	3,686,805	3,694,904	8,099
	その他	6,901,911	6,920,792	18,881
	(3) その他	20,000	20,000	-
	小計	17,652,384	17,691,358	38,973
合計		52,840,999	52,131,444	709,554

（注）非上場株式（貸借対照表計上額147,530千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	2,400	-	3,800
(2) 債券			
国債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	65,802	5,832	-
合計	68,202	5,832	3,800

(デリバティブ取引関係)

第12期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	第13期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第12期 （平成21年3月31日現在）	第13期 （平成22年3月31日現在）																																																																
<p>1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>（繰延税金資産） 千円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>投資有価証券評価減</td><td style="text-align: right;">324,965</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価減</td><td style="text-align: right;">65,889</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">174,330</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">345,624</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">91,695</td></tr> <tr><td>時効後支払損引当金</td><td style="text-align: right;">25,906</td></tr> <tr><td>事業税及び事業所税</td><td style="text-align: right;">351,906</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">354,180</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">17,375</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">66,633</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">1,818,507</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">773,779</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,044,727</td></tr> </table> <p>（繰延税金負債）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未収配当金</td><td style="text-align: right;">334</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">334</td></tr> <tr><td>差引：繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,044,392</td></tr> </table>	投資有価証券評価減	324,965	ゴルフ会員権評価減	65,889	賞与引当金	174,330	退職給付引当金	345,624	役員退職慰労引当金	91,695	時効後支払損引当金	25,906	事業税及び事業所税	351,906	減損損失	354,180	その他有価証券評価差額金	17,375	その他	66,633	繰延税金資産小計	1,818,507	評価性引当額	773,779	繰延税金資産合計	1,044,727	未収配当金	334	繰延税金負債合計	334	差引：繰延税金資産の純額	1,044,392	<p>1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>（繰延税金資産） 千円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>投資有価証券評価減</td><td style="text-align: right;">321,392</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価減</td><td style="text-align: right;">65,889</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">206,498</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">318,789</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">65,479</td></tr> <tr><td>時効後支払損引当金</td><td style="text-align: right;">24,294</td></tr> <tr><td>事業税及び事業所税</td><td style="text-align: right;">359,392</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">352,591</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">59,395</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">1,773,722</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">768,618</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,005,104</td></tr> </table> <p>（繰延税金負債）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未収配当金</td><td style="text-align: right;">505</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">202,321</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">202,827</td></tr> <tr><td>差引：繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">802,277</td></tr> </table>	投資有価証券評価減	321,392	ゴルフ会員権評価減	65,889	賞与引当金	206,498	退職給付引当金	318,789	役員退職慰労引当金	65,479	時効後支払損引当金	24,294	事業税及び事業所税	359,392	減損損失	352,591	その他	59,395	繰延税金資産小計	1,773,722	評価性引当額	768,618	繰延税金資産合計	1,005,104	未収配当金	505	その他有価証券評価差額金	202,321	繰延税金負債合計	202,827	差引：繰延税金資産の純額	802,277
投資有価証券評価減	324,965																																																																
ゴルフ会員権評価減	65,889																																																																
賞与引当金	174,330																																																																
退職給付引当金	345,624																																																																
役員退職慰労引当金	91,695																																																																
時効後支払損引当金	25,906																																																																
事業税及び事業所税	351,906																																																																
減損損失	354,180																																																																
その他有価証券評価差額金	17,375																																																																
その他	66,633																																																																
繰延税金資産小計	1,818,507																																																																
評価性引当額	773,779																																																																
繰延税金資産合計	1,044,727																																																																
未収配当金	334																																																																
繰延税金負債合計	334																																																																
差引：繰延税金資産の純額	1,044,392																																																																
投資有価証券評価減	321,392																																																																
ゴルフ会員権評価減	65,889																																																																
賞与引当金	206,498																																																																
退職給付引当金	318,789																																																																
役員退職慰労引当金	65,479																																																																
時効後支払損引当金	24,294																																																																
事業税及び事業所税	359,392																																																																
減損損失	352,591																																																																
その他	59,395																																																																
繰延税金資産小計	1,773,722																																																																
評価性引当額	768,618																																																																
繰延税金資産合計	1,005,104																																																																
未収配当金	505																																																																
その他有価証券評価差額金	202,321																																																																
繰延税金負債合計	202,827																																																																
差引：繰延税金資産の純額	802,277																																																																
<p>2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	同左																																																																

（退職給付関係）

第12期

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。
また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2．退職給付債務に関する事項（平成21年3月31日現在）

(1) 退職給付債務	1,768,612千円
(2) 年金資産	685,071
(3) 未認識数理計算上の差異	232,249
(4) 退職給付引当金(1)+(2)+(3)	851,291

3．退職給付費用に関する事項（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

(1) 勤務費用	146,681千円
(2) 利息費用	29,777
(3) 期待運用収益	15,552
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	-
(5) その他（注）	12,710
(6) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	173,617

（注）確定拠出年金への掛金拠出額であります。

4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- (1) 退職給付見込額の期間按分方法 期間定額基準
 (2) 割引率 1.8%
 (3) 期待運用収益率 1.8%
 (4) 数理計算上の差異の処理年数 10年
 (5) 会計基準変更時差異の処理年数 適用初年度において一括費用処理しております。

第13期

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項（平成22年3月31日現在）

(1) 退職給付債務	1,885,553千円
(2) 年金資産	950,835
(3) 未認識数理計算上の差異	149,523
(4) 退職給付引当金(1)+(2)+(3)	785,195

3. 退職給付費用に関する事項（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

(1) 勤務費用	167,527千円
(2) 利息費用	32,009
(3) 期待運用収益	12,331
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	-
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	23,224
(6) その他（注）	25,670
(7) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)	236,101

（注）確定拠出年金への掛金拠出額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- (1) 退職給付見込額の期間按分方法 期間定額基準
 (2) 割引率 1.8%
 (3) 期待運用収益率 1.8%
 (4) 数理計算上の差異の処理年数 10年
 (5) 会計基準変更時差異の処理年数 適用初年度において一括費用処理しております。

（関連当事者情報）

・第12期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

・第13期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（ 1株当たり情報）

第12期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第13期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
<p>1株当たり純資産額 6,481,523円99銭 1株当たり当期純利益 1,114,250円27銭</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 14,477,710千円 普通株式に係る当期純利益 14,477,710千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 - 千円</p> <p>普通株式の期中平均株式数 12,993株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。</p>	<p>1株当たり純資産額 7,459,133円98銭 1株当たり当期純利益 1,057,074円56銭</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p> <p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p> <p>損益計算書上の当期純利益 13,733,618千円 普通株式に係る当期純利益 13,733,618千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 - 千円</p> <p>普通株式の期中平均株式数 12,992株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。</p>

[次へ](#)

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

		第14期中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金			1,412,877
有価証券			36,023,192
前払費用			66,449
未収委託者報酬			2,584,472
繰延税金資産			492,499
その他			275,986
流動資産合計			40,855,477
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	241,183	
器具備品	1	170,889	
土地		186,000	
リース資産	1	4,439	
無形固定資産			1,322,826
投資その他の資産			
投資有価証券		64,574,296	
従業員貸付金		16,075	
長期差入保証金		520,027	
繰延税金資産		157,656	
その他		98,180	
貸倒引当金		70,800	
固定資産合計			67,220,773
資産合計			108,076,251

		第14期中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
流動負債			
預り金			41,120
未払金			1,317,590
未払収益分配金		1,543	
未払償還金		45,509	
未払手数料		1,101,729	
その他未払金		168,808	
未払費用			748,646
未払法人税等			3,908,774
賞与引当金			450,490
役員賞与引当金			45,000
流動負債合計			6,511,620
固定負債			
リース債務			4,661
時効後支払損引当金			40,408
退職給付引当金			670,903
役員退職慰労引当金			153,220
固定負債合計			869,193
負債合計			7,380,814
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			2,680,000
資本剰余金			670,000
資本準備金		670,000	
利益剰余金			96,961,963
その他利益剰余金		96,961,963	
繰越利益剰余金		96,961,963	
自己株式			23,003
株主資本合計			100,288,960
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			406,477
評価・換算差額等合計			406,477
純資産合計			100,695,437
負債・純資産合計			108,076,251

(2)中間損益計算書

		第14期中間会計期間 自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日	
区分	注記 番号	金額（千円）	
営業収益			
委託者報酬			28,185,918
投資顧問料			571
営業収益計			28,186,490
営業費用・一般管理費			
営業費用			15,336,864
支払手数料		12,236,757	
その他営業費用		3,100,107	
一般管理費	1		3,699,131
営業費用・一般管理費計			19,035,995
営業利益			9,150,494
営業外収益			
受取利息及び配当金		490,536	
時効成立分配金・償還金		2,101	
その他		2,365	
営業外収益計			495,003
営業外費用			
その他		185	
営業外費用計			185
経常利益			9,645,311
特別利益			
投資有価証券売却益			625
特別損失			
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額			6,160
税引前中間純利益			9,639,776
法人税、住民税及び事業税			3,786,774
法人税等調整額			144,289
中間純利益			5,708,712

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第14期中間会計期間
自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日

株主資本	
資本金	
前期末残高及び当中間期末残高	2,680,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高及び当中間期末残高	670,000
資本剰余金合計	
前期末残高及び当中間期末残高	670,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	93,072,078
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,818,828
中間純利益	5,708,712
当中間期変動額合計	3,889,884
当中間期末残高	96,961,963
利益剰余金合計	
前期末残高	93,072,078
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,818,828
中間純利益	5,708,712
当中間期変動額合計	3,889,884
当中間期末残高	96,961,963
自己株式	
前期末残高及び当中間期末残高	23,003

第14期中間会計期間

自 平成22年 4月 1日

至 平成22年 9月30日

株主資本合計	
前期末残高	96,399,075
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,818,828
中間純利益	5,708,712
当中間期変動額合計	3,889,884
当中間期末残高	100,288,960
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	507,233
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	100,756
当中間期変動額合計	100,756
当中間期末残高	406,477
評価・換算差額等合計	
前期末残高	507,233
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	100,756
当中間期変動額合計	100,756
当中間期末残高	406,477
純資産合計	
前期末残高	96,906,308
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,818,828
中間期純利益	5,708,712
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	100,756
当中間期変動額合計	3,789,128
当中間期末残高	100,695,437

[中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項]

第14期中間会計期間
自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(1)満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定している）

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払に備えるため、当中間会計期間に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

第14期中間会計期間
自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

負債計上を中止した未払収益分配金、未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

[中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更]

第14期中間会計期間
自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日

資産除去債務に関する会計基準の適用

当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ1,945千円減少し、税引前中間純利益は8,105千円減少しております。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

第14期中間会計期間末
（平成22年9月30日現在）

1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

建物	502,373千円
器具備品	511,770千円
リース資産	4,330千円
計	1,018,473千円

（中間損益計算書関係）

第14期中間会計期間 自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日	
1. 当中間会計期間の減価償却実施額は以下のとおりであります。	
有形固定資産	48,286千円
無形固定資産	250,394千円
計	298,681千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第14期中間会計期間 自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日					
1. 発行済株式の種類及び総数 (単位：株)					
	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期末 株式数	
発行済株式 普通株式	12,998	-	-	12,998	
2. 自己株式の種類及び株式数 (単位：株)					
	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期末 株式数	
自己株式 普通株式	6	-	-	6	
3. 配当に関する事項 配当金の支払額					
(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通 株式	1,818百万円	140,000円	平成22年3月31日	平成22年6月29日

（リース取引関係）

第14期中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)	
借主側	
オペレーティング・リース取引	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	507,936千円
1年超	1,460,739千円
合計	1,968,675千円

（金融商品関係）

第14期中間会計期間末
（平成22年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注2参照）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	37,359,222	37,625,947	266,724
其他有価証券	63,090,736	63,090,736	-
(2) 未収委託者報酬	2,584,472	2,584,472	-
資産計	103,034,430	103,301,155	266,724
(1) 未払手数料	1,101,729	1,101,729	-
(2) 未払法人税等	3,908,774	3,908,774	-
負債計	5,010,503	5,010,503	-

（注1）

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資産

(1) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(2) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	147,530

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

（有価証券関係）

第14期中間会計期間末
（平成22年9月30日現在）

1．満期保有目的の債券（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	社債	17,643,639	17,783,840	140,200
	その他	19,715,583	19,842,107	126,523
	小計	37,359,222	37,625,947	266,724
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		37,359,222	37,625,947	266,724

2．その他有価証券（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1) 株式	50,278	23,381	26,896
	(2) 債券			
	国債	13,174,485	13,087,761	86,723
	社債	24,880,083	24,634,262	245,820
	その他	11,852,408	11,756,573	95,835
	(3) その他	3,896,767	3,718,401	178,365
	小計	53,854,022	53,220,379	633,642
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	(1) 株式	16,916	22,084	5,167
	(2) 債券			
	国債	6,094,455	6,098,381	3,926
	社債	203,346	203,353	7
	その他	202,135	202,180	44
	(3) その他	2,719,860	2,727,726	7,865
	小計	9,236,713	9,253,726	17,012
合計		63,090,736	62,474,106	616,630

（注1）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。なお、中間会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があるものと認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

（注2）非上場株式（中間貸借対照表計上額147,530千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第14期中間会計期間末
（平成22年9月30日現在）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの（注1）

当中間会計期間末における当該資産除去債務の総額の増減

前期末残高（注2） 6,160千円
増減額（は減少） 1,945千円
当中間期間末残高 8,105千円

（注1）当社は不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用に計上する方法によっており、当該金額を記載しております。

（注2）当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しているため、前期末の残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(セグメント情報等)

第14期中間会計期間
自 平成22年4月1日
至 平成22年9月30日

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

当社は、投資運用業における営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社は、本邦における営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（ 1 株当たり情報）

第14期中間会計期間 自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日	
1株当たり純資産額	7,750,793円17銭
1株当たり中間純利益	439,414円65銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、潜在株式が存在しないため、記載して おりません。	

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第14期中間会計期間 自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日	
中間純利益（千円）	5,708,712
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	5,708,712
普通株式の期中平均株式数（株）	12,991

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) その行う投資運用業に関して、自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) その行う投資運用業に関して、運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと
- (5) 前記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成22年9月末現在	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法、以下同じ。）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>（平成22年9月末現在）

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金：10,000百万円

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成22年9月末現在	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三オンライン証券株式会社	7,000	
極東証券株式会社	5,251	
光世証券株式会社	12,000	
東武証券株式会社	420	
新潟証券株式会社	600	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	3,000	
楽天証券株式会社	7,495	

マネー・プール・ファンドの取扱いはありません。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

(2) 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

- (1) 委託会社が保有する関係法人の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。
該当事項はありません。
- (2) 関係法人が保有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記載します。
受託会社
該当事項はありません。
販売会社
該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる以下の書類を提出しています。

平成22年9月30日	有価証券届出書の訂正届出書
平成22年10月12日	有価証券届出書の訂正届出書
平成22年11月4日	有価証券届出書の訂正届出書
平成23年1月14日	臨時報告書
平成23年3月8日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高尾 幸治 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年5月11日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）の平成22年9月27日から平成23年3月24日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）円コース（毎月決算型）の平成23年3月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年5月11日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）の平成22年9月27日から平成23年3月24日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）米ドルコース（毎月決算型）の平成23年3月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年5月11日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）の平成22年9月27日から平成23年3月24日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）豪ドルコース（毎月決算型）の平成23年3月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年5月11日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）の平成22年9月27日から平成23年3月24日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）の平成23年3月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年5月11日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）の平成22年9月27日から平成23年3月24日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）中国元コース（毎月決算型）の平成23年3月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年5月11日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）の平成22年9月27日から平成23年3月24日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）インドネシア・ルピアコース（毎月決算型）の平成23年3月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年5月11日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）資源国通貨バスケットコース（毎月決算型）の平成22年9月27日から平成23年3月24日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）資源国通貨バスケットコース（毎月決算型）の平成23年3月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年5月11日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年2回決算型）の平成22年9月27日から平成23年3月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国ハイ・イールド債オープン（通貨選択型）マネー・プール・ファンド（年2回決算型）の平成23年3月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月28日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月25日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩部 俊夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。